

持続可能な公共調達推進に関する第一次提言

～バリューチェーンにおける責任ある企業行動・労働慣行の促進に向けて～

本提言は、一般財団法人 CSO ネットワークと国際労働機関（ILO）駐日事務所との共同調査事業 “Towards a sustainable society through promoting business respect for human rights in government public procurement”（2022年6月～2023年12月）における初期の調査結果に基づいた暫定的な提案である。この後、さらなる国内外の文献調査・事例調査と、公労使、市民社会、アカデミア等のステークホルダーとのエンゲージメントを踏まえてブラッシュアップを行い、2023年中に提言を含めた最終報告書をまとめる予定である。

持続可能な社会を目指す上で、本提言が、国家が公共調達を通じた人権保護義務を果たし、人権を尊重する社会づくりをリードする一助となること、そして公共部門が市民社会と協働して人権尊重に取り組む契機となることを切に願うものである。

2022年12月20日



一般財団法人 CSOネットワーク
CSO Network Japan

内容

エグゼクティブサマリー.....	4
1. はじめに — 提言の背景と目的.....	7
1.1 人権をめぐる動向.....	7
1.2 持続可能な公共調達への要請.....	9
2. 日本の公共調達における持続可能性向上の取組みと課題.....	13
2.1 公共調達における持続可能性向上の取組み.....	13
2.2 持続可能性向上に関わる政策導入の課題.....	15
3. 提言.....	18
提言 1：政府方針に基づいた一貫性のある持続可能な公共調達（SPP）の推進.....	18
提言 1.1 政策実現の手段として一貫性のある SPP の実施.....	18
提言 1.2 国家の人権保護義務を果たすための調達枠組への人権基準の組入れ.....	19
提言 1.3 SPP の推進におけるステークホルダーとの対話と協働.....	19
提言 2：企業行動が人権や経済的社会的進展にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定.....	20
提言 2.1 人権尊重に向けた「調達計画」の策定.....	22
提言 2.2 落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準）への人権保護の組入れ.....	25
提言 2.3 契約管理（契約遵守事項）への人権基準の組入れ.....	29
提言 2.4 契約管理における人権保護促進に向けた情報開示とモニタリング等の実施.....	30
提言 3：政府による「苦情処理メカニズム」の提供.....	32
提言 3.1 相談・苦情さらに救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置.....	33
提言 3.2 相談・苦情処理機関の運用におけるステークホルダー連携.....	33
提言 4：SPP 推進のための能力開発と体制整備、国民の権利意識の醸成.....	34
提言 4.1 効果的な SPP 実施のための能力強化と体制整備.....	34
提言 4.2 相談・苦情処理業務を担う人材の育成.....	35
提言 4.3 国民・市民への啓発・権利意識の醸成.....	35
4. おわりに.....	36
参考文献.....	36
参考提言.....	39

図表

図表 1：本提言の概要	5
図表 2：SPP がもたらす効果	12
図表 3：日本の公共調達における持続可能性向上政策	14
図表 4：サプライチェーンを含む人権・労働に関する調達基準の取組み	15
図表 5：SPP におけるステークホルダーとの対話・エンゲージメント	20
図表 6：提言 2「人権尊重調達枠組」の構成	21

事例

事例 1：英国の現代奴隷法における透明性向上の取組み【海外】	16
事例 2：「EU 公共調達指令」と「Buying Social – A guide to taking account of social.....」	18
事例 3：OECD の調査に見るステークホルダーエンゲージメント【海外】	20
事例 4：リスク評価に基づく取組みが調達計画に導入されたスウェーデン マルメ市【海外】	23
事例 5：公共調達のサプライチェーンにおける人権リスク評価ツール【海外】	23
事例 6：東京五輪「持続可能性に配慮した調達コード」策定のステークホルダー協議【日本】	24
事例 7：サプライヤーとの対話・ヒアリング【海外】	24
事例 8：英国政府による公共調達における社会的価値とその成果 / アウトカム【海外】	25
事例 9：EU 公共調達指令における「排除」と「再参加」の仕組み【海外】	26
事例 10：ドイツ「サプライチェーン・デューディリジェンス法」に見る入札排除【海外】	26
事例 11：東京 2020 競技大会「持続可能性に関する確認について」における「チェックリスト」（イメージ）【日本】	27
事例 12：オーストリア ウィーン市の女性支援に関する入札参加要件【海外】	28
事例 13：人権の「正」の影響に加点評価する大阪府：大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（愛称「ハートフル条例」）【日本】	29
事例 14：基準の遵守・基準の確認【日本】	30
事例 15：契約書に労働条項を組み入れたデンマーク コペンハーゲン市【海外】	30
事例 16：千葉県野田市「公契約条例」に基づく「最低賃金額の遵守」の報告・確認【日本】	30
事例 17：Electronics Watch（以下、EW）によるモニタリング【海外】	31
事例 18：改善を目的とした愛知県岡崎市における労働条件審査【日本】	32
事例 19：米国は契約違反に対して罰則を科している【海外】	32
事例 20：NGO による相談・苦情処理機関【海外】	34
事例 21：公共調達における政府へのサポート【海外】	35

コラム

コラム 1：公共調達に関する OECD 理事会勧告（The OECD Recommendation of the Council on Public Procurement）	9
コラム 2：サプライチェーンとバリューチェーン	11
コラム 3：世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）における政府調達協定（Agreement on Government Procurement: GPA）	16
コラム 4：中小企業への配慮と支援の必要性	29

エグゼクティブサマリー

本提言は、公共調達への「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」及び持続可能な社会経済に向けた施策の組み入れについて提言するものである。2020年に日本政府が策定・公表した「『ビジネスと人権』に関する行動計画（以下、NAP）」の中に、「公共調達における「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底」が「人権を保護する国家の義務に関する取組み」の一つとして掲げられていることにも対応する。

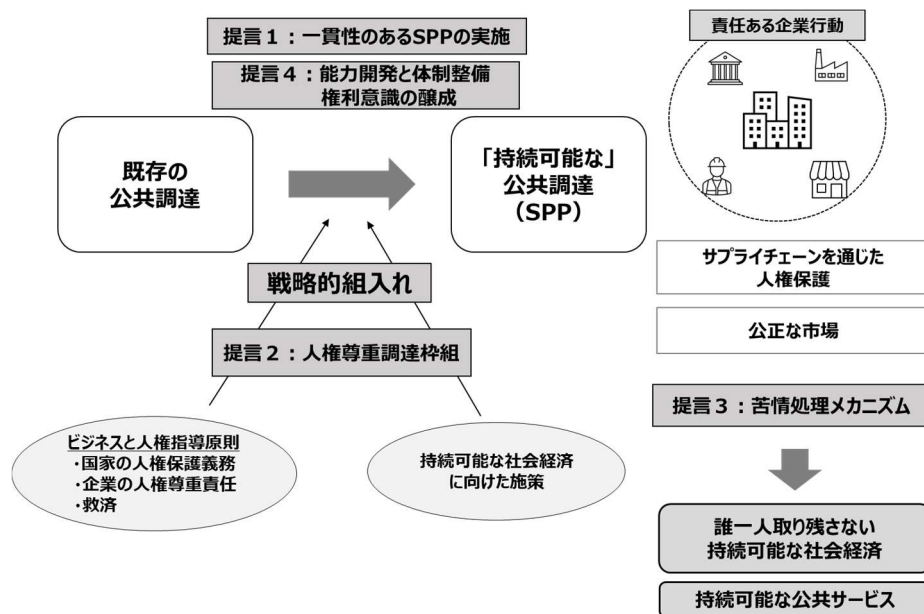
本提言の目的は、企業の人権尊重責任を含む持続可能な社会経済の実現に向けた施策を公共調達に戦略的に組入れること、すなわち、国家自ら責任ある調達行動を人権保護義務を果たす手段として実施し、同時に民間に責任ある企業行動を促すことによって、市場における公正な競争条件の創出と誰一人取り残さない持続可能で包摂的な社会経済の発展に寄与することである。

近年、世界では、公共調達を持続可能な社会づくりの政策の中に戦略的に位置付ける動きが進み、持続可能性基準を公共調達に組み入れた「**持続可能な公共調達**」（**Sustainable Public Procurement : SPP**、以下、SPP）によって、環境・社会・経済を統合的に促進しようとしている。

本提言は、このSPPの取組みの中で、国際社会が一丸となって対応することが求められているバリューチェーンを視野に、グローバル・サプライチェーンにおける「国際的に認められた人権」に焦点を当てる。2022年G7エルマウサミットの首脳コミュニケでは、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する持続可能なサプライチェーンへのコミットメントが謳われるとともに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害への一致団結した協力が宣言された。日本もG7メンバー国として、その推進にリーダーシップを発揮することが世界から期待されている。

日本における公共調達への持続可能性基準の導入は、従来より個別の政策として進められており、その基準の種類は近年増加してきている。いわゆる「付帯的政策」と呼ばれる、グリーン調達、障害者雇用、女性活躍の推進等以外にも、国交省の「新・担い手3法」による公共工事現場の働き方改革などは、持続可能性に関わる労働慣行について公共調達を通して改善していこうという動きと捉えることができる。この文脈において、本提言が論じる公共調達への「指導原則」その他持続可能な社会経済に向けた施策にもとづく調達枠組導入は、これまでの取組みをさらに発展させるものと位置付けることができる。

本提言は、上述した国内外の動向やニーズを踏まえ、以下の4つの提言を行う。これらの提言を総合的に捉えて持続可能な社会経済を目指す道標とすることを祈念する（図表1参照）。それは、SPPの効果的な実施の道筋を立て、労働者の権利を含む「国際的に認められた人権」の尊重にもとづくグローバル・サプライチェーンを構築することにほかならない。



図表 1：本提言の概要（ILO 駐日事務所&CSO ネットワーク作成）

以下は、提言の概要であり、各提言の背景や具体的な取組みの提案については、本論で詳説する。本論では、論旨を補強するものとして、国内外の事例やコラムをボックスに囲む形で紹介する。

提言1：政府方針に基づいた一貫性のある持続可能な公共調達（SPP）の推進

SPPは、経済・環境・社会の進歩に積極的に貢献するとともに、人々・地球・社会に対する「負」の影響への対応を促進することによって、持続可能な社会を実現するための政策手段となり得る。SPPを効果的に実施するためには、持続可能な社会づくりの政府方針の中心にSPPを位置付けて、政策の一貫性および政策間の整合性を図りSPPを戦略的に進めていくことが重要となる。財政の健全化が求められる中、経済的・社会的影響力の大きい公共調達を政策実現の梃子として積極的に活用し、持続可能な社会づくりを官民協働により前進させていく必要がある。

提言2：企業行動が人権や経済的社会的進展にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組」の策定

SPPにおいて、企業行動による人権や経済的社会的進展への「負」の影響を是正し、「正」の影響を創出・拡大するためには、「調達計画」「落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準の設定）」「契約（契約条件の設定）」及び「契約管理」のフェーズから構成される「人権尊重調達枠組」に、「国際的に認められた人権」への「正」「負」の影響の考慮を組み込み、企業の責任ある企業行動へと促すことが必要である。

提言3：政府による「苦情処理メカニズム」の提供

「人権尊重調達枠組」に沿って公共調達が実施されたとしても、調達全般を通して権利保持者の権利が侵害される可能性がある。企業の苦情処理メカニズムだけでは、権利保持者が確実に救済されるには十分ではない。国家は自らの人権保護義務の履行として、公共調達における苦情処理メカニズムを整備する必要がある。そこで、公共調達においても政府による「苦情処理メカニズム」の提供を提言する。

具体的な内容として、「相談・苦情、さらに救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置を目指す」とことと「相談・苦情処理機関の運用においてステークホルダーと連携する」ことを提案する。前者については、日本NCPの機能強化から始めて段階的にその充実を目指すものであり、後者については、ステークホルダーとの対話・エンゲージメントなどによって相談・苦情処理機関の実効性をもたせようとするものである。

提言4：SPP推進のための能力開発と体制整備、国民の権利意識の醸成

SPPの政策効果を高め実施を確実にするために、公共調達に関わる職員の能力向上の機会の提供や、相談・苦情処理に関わる人材の育成を提言する。また、「国際的に認められた人権」が尊重され確実に保護・救済されるための前提となる、自らの権利に対する認識や権利行使への理解について、公労使含め公共調達に関わる全ての人々に向けて広く情報提供や啓発、教育を行っていくことも必要である。

1. はじめに — 提言の背景と目的

1.1 人権をめぐる動向

1.1.1 人権の価値と「国際的に認められた人権」

私たちは誰もが人間として生まれながらに平等に権利を有しており、ゆえにひとりひとりの尊厳が守られる必要があり、それが人権の根本的価値である¹。人権は、世界中どこにいてもどのような立場であっても同じように守られなければならない（人権の普遍性）²、それゆえ世界人権宣言をはじめとする「国際的に認められた人権」が人権の根源を形成する。国家はこの「国際的に認められた人権」を基礎づける条約、すなわち国際人権条約や国際労働条約を批准し実施することによって人権保護義務を果たしていくことになるが、人権侵害行為を禁止することのみならず、企業が人権を尊重できる環境を作っていくことも国家の保護義務として近年求められており、この文脈に公共調達が位置付けられている。

1.1.2 企業の人権尊重責任の促進の指針となる国際文書

歴史を振り返ると、1970年代以降、経済のグローバル化に伴い、多国籍企業が世界各地で人権を含む社会や環境に与えた負の影響に注目が集まり、企業の社会的責任（CSR）の概念が形成された。OECD 多国籍企業行動指針（1976）と ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）（1977）は、多国籍企業の活動が経済・社会・環境面での発展への積極的貢献を奨励しつつ、これがもたらす困難を最小化することを目的とした指針を提供し、企業の社会的責任の基礎をつくるさきがけの文書となった。

その後、2011年、国連人権理事会にて全会一致で支持された「指導原則」では、人権侵害の防止及び救済に向けた取組みが、国家の人権保護義務（第1の柱）、企業の人権尊重責任（第2の柱）、救済へのアクセス（第3の柱）として整理された。企業の人権尊重責任では、人権への負の影響を特定、防止、軽減、対処するための人権デューディリジェンスとステークホルダーとの有意義な協議を行うことが中心に据えられた。そして公共調達を含む国家と企業のつながり（State-business nexus）の文脈での企業行動の監督及び人権尊重の促進が国家の人権保護義務の一環として規定された（指導原則5及び6）。つまり、国内外に広がる自国企業の事業活動において人権侵害がされないように明確な期待を表明し、働きかけ、監督することが国家の義務の一環として規定されたのである。

「指導原則」は、その後 OECD 多国籍企業行動指針及び ILO 多国籍企業宣言の改定に際して組み込まれ、また持続可能な開発目標（SDGs）を包含する「持続可能な開発のためのアジェンダ」でも民間セクターの活動促進のための文書として規定されるなど、国際規範の中に取り込まれている。また、「指導原則」実施のための国別行動計画（NAP）が世界中で策定されているほか、国の法規制、企業の行動規範、投資家のイニシアチブ、その他ステークホルダーのイニシアチブにおいても組み込まれることによって、「指導原則」は「ビジネスと人権」を基礎づける企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）あるいは責任ある企業行動（Responsible Business Conduct: RBC）について国家、ビジネス、市民社会にとってのグローバルな共通基盤となっている³。

¹ 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）「人を大切に」：4頁。

² 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）編「人権って何だろう」：6頁。

³ CSR 及び RBC は法令遵守、企業の環境や人権に関する尊重責任、政策のガバナンス・ギャップへの対処、持続可能な開発への積極的貢献等の概念を包含するものとして捉えられ、その中核となるのは社会からの期待に則した、社会との関わり合いにおける責任と理解される。したがって、労働 CSR/RBC として、企業は持続可能な開発への貢献という積極的な役割を担う一方で、その活動がもたらすバリュー

1.1.3 人権尊重責任の義務化潮流

昨今では、「ビジネスと人権」にコストをかけて取組んでいる企業が市場で不利にならないよう公正な競争環境（Level Playing Field）を求める要請から、「指導原則」で規定された企業の人権尊重責任について法律をもって義務化する潮流が見られる。サプライチェーンにおける人権デューディリジェンス実施の義務化、企業の情報開示の義務化、さらに権利保持者の救済への取組みもますますその速度を増している。直近の動きとして、欧州連合では 2022 年 2 月に「企業持続可能性デューディリジェンス指令案」⁴、また同 9 月には強制労働と関係がある製品の域内輸入禁止の方向性が示されている。英国では現代奴隷法によって企業に強制労働や人身取引に関する情報開示が義務付けられるとともに、開示された情報を活かした公共調達の仕事が動いており、ドイツでは、2021 年 6 月に自社とサプライチェーンの活動に関連するリスクを、人権に焦点を当てて特定、軽減、防止することが義務づけられた⁵。米国でも米国連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation : FAR）の改正（2015 年）により、米国連邦政府機関と契約する事業者は、デューディリジェンスを実施のうえ、強制労働を含む不正取引のないことを毎年確認することが要請されている⁶。

このような義務化潮流に対して、国連からは、国内的/国際的、義務的/自発的な措置のスマートミックスによって人権保護のギャップに取組み、国際レベルでの公正な競争条件を整備することが各国に期待されている⁷。法的根拠を含む公共調達における戦略的な持続可能性基準の組入れの流れは、国際情勢の変化を背景に今後も強くなっていくものと考えられる。

1.1.4 G7 の直近の議論が示すもの

日本は 2023 年に G7 議長国となるが、2022 年 G7 エルマウサミットの首脳コミュニケーションでは、ディーセント・ワークを促進する持続可能なサプライチェーンの促進に向けてコミットメントがなされ、強制労働や児童労働の撤廃を含む「ビジネスと人権」に関する国際的なコンセンサスの構築が示唆されている。

その際に「指導原則」のみならず、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言が中心的指針文書として掲げられていることは注目され、「負の影響の防止・軽減・救済とともに企業活動のもたらす社会経済的進展への積極的貢献が同時に推進されていくべきとの方向性が示されている」ということができる。

チェーン全体における労働者、消費者、地域住民などの人権へのリスクや負の影響に対処する責任が求められており、その内容の多くは「ビジネスと人権」（Business and Human Rights）と共通する（菅原＝田中「労働に関する企業の社会的責任（労働 CSR/RBC）の実現に向けた政策提言」（2022 年）OHCHR・OECD・ILO・EU「責任あるビジネス 国際的文書による主要メッセージ」（2020 年）。

⁴ JETRO（2022）「「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂 第六版）」。

⁵ OECD（2022）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement, Supply Chains Economic Benefits to Governments, OECD Public Governance Policy Papers No. 14 : p.8.

⁶ THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS（2020）,Driving change through public procurement: p.32.

⁷ UNGP 10+ “Mandatory wave”。

1.2 持続可能な公共調達への要請

1.2.1 持続可能な公共調達の実現に向けた国際動向

国際社会は、経済発展、社会発展、環境保護の統合的な発展による持続可能な社会づくりを目指すようになっており、政府や地方自治体による物品購入や役務・工事の発注から成る公共調達においても、持続可能な社会づくりの政策の一貫性のもとに実施することが求められている。

公共調達は、経済、社会、環境の進歩に積極的に貢献できる一方で、人、地球、社会に負の影響を及ぼすことにつながりかねない恐れがあるため、政策目標との一貫性を確保した上での戦略的な活用が求められる。公共調達を政策手段として活用し得る政策目標には、イノベーションの促進やグリーン調達及び循環型経済の推進、中小企業支援、そしてグローバル・サプライチェーンにおける責任ある企業行動の推進などが挙げられる。政府は公共調達の戦略的な活用により、必要な財やサービスをタイムリーかつ経済的・効率的に提供し、経済の生産性を上げ、政府への信頼を高められる⁸と共に、持続可能な社会づくりへの貢献を果たすことも可能になる。

このような持続可能な社会づくりに向けた公共調達の戦略的な活用への要請が高まる中、2014年、欧州連合は「EU公共調達指令」を発表し、それを受けてEU各国では、社会的・環境的な配慮に基づいた“Strategic Procurement（戦略的調達⁹）”の取組みが進められている。SPPはこの戦略的調達の一つに位置づけられるものであり、現在国際社会が達成を目指すSDGsの目標12.7にも「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行の促進」が掲げられている。

2015年には、OECDにおいて「公共調達に関する理事会勧告」が採択され、責任ある企業行動の促進を含む追求すべき政策目標の具体的な定義とともに、公共調達の戦略的かつ総合的な活用が、OECD加盟各国に呼びかけられた（コラム1参照）¹⁰。

コラム1：公共調達に関するOECD理事会勧告（The OECD Recommendation of the Council on Public Procurement）

2015年に採択された「公共調達に関するOECD理事会勧告」は、公共調達の戦略的かつ総合的な活用を促進する包括的な枠組みを提示している。勧告の内容は、公共調達のプロセス全体を対象に、以下の12の統合的原則から論じられており、政府および全ての公的機関の調達に適用可能となっている¹¹。

Transparency（透明性）、Integrity（整合性）、Access（アクセス）、Balance（バランス）、Participation（参加）、Efficiency（効率性）、E-procurement（電子調達）、Capacity（能力）、Evaluation（評価）、Risk-management（リスク管理）、Accountability（説明責任）、Integration（統合性）

OECDでは、各国における本勧告の履行促進のため、戦略的公共調達に関する国別、政策目標別調査を多数実施するとともに、現状評価のためのチェックリストなども開発し、同ウェブサイトから継続的に情報発信を行なっている¹²。

⁸ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：pp.13-15.

⁹ 中小企業振興、イノベーション促進、女性・マイノリティによるビジネスの支援など、副次的な効果を企図して公共調達を用いる手法。OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.19.

¹⁰ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.26.

¹¹ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.14,26.

¹² OECD「Public Procurement」ウェブサイト。

1.2.2 公共調達を通じた企業の人権尊重の促進と持続可能性

前述の通り、「指導原則」は、国家が「国際的に認められた人権」を保護する義務を果たすため、政府が公共調達の案件受託企業を監督すること（原則 5）、受託企業による人権尊重を促進すべく自ら模範を示し企業の行動変容を促すこと（原則 6）を求めている。

OECD は、公共調達に関わって生じ得る実務上のリスク要因を挙げ、公共調達のサプライチェーンの断絶が公共サービスの継続性を脅かす可能性を指摘している¹³。リスク要因の例としては、公共調達のサプライチェーンにおいて人権侵害が生じた際に提訴されるリスクや、物資が調達されずあるいは調達が遅れて経済的な損失を被るリスク、そしてトラブルにより政府への信頼が失われるリスクなどが挙げられており、総じて届けるべき公共サービスの提供に重大な支障を生じさせる恐れがあることから政府のリスクマネジメントの必要性を説いている。

グローバル企業はすでに取り組みを進めている、グローバル・サプライチェーンにおけるリスクマネジメントに、政府も公共調達の中で取り組んでいく必要性が高まっている¹⁴。SPP として、人権の保護・尊重・救済の基準や仕組みを導入し、グローバル・サプライチェーンにおける強制労働や人身売買などの人権侵害リスクに具体的に取組むことが必要になってきている。

1.2.3 公共調達への人権基準及び持続可能性関連施策の組入れの効果と許容性

1.2.3.1 効果

公共調達に人権基準及び持続可能性関連施策を組入れることにより以下のような効果が見込まれる。

① 責任ある企業行動の促進、グローバル・バリューチェーンを通じた人権保護と公正な競争環境の確保

公共調達に参加する企業に、「国際的に認められた人権」や労働者の権利を尊重するための指導原則に則った行動を求めることで、当該企業によるデューディリジェンスやステークホルダーエンゲージメントが行われるなど、責任ある企業行動が促進される効果が見込まれる。

「指導原則」は、企業活動がもたらす人権への負の影響に着目し、企業に自社だけでなく取引関係を通じたバリューチェーン全体に及ぶ責任を求めている（原則 13）。また、企業の人権尊重責任は、人権保護に関して制度的保障が欠けている国や地域においてもこれを果たすことが求められる。さらに「負」の影響への対処は関係ある企業同士の協力によって実現されるべきであるとされており、公正取引も企業の人権尊重責任の文脈に含まれる。したがって、公共調達に人権基準を組込むことは、責任ある企業行動が国内外のバリューチェーン全体に波及する効果、ひいては市場全体において人権の保護に向けた公正な競争環境が促されるという効果を見込むことができる。

¹³ OECD (2022) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement Supply Chains Economic Benefits to Governments, OECD Public Governance Policy Papers No. 14: pp.7-9.

¹⁴ OECD (2022) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement Supply Chains Economic Benefits to Governments, OECD Public Governance Policy Papers No. 14: pp.7-9.

コラム 2 : サプライチェーンとバリューチェーン

サプライチェーンが、原材料の調達、製品の製造や販売、サービスの提供など製品を消費者に届けるための一連の企業活動を指すのに対して、バリューチェーンは、それらを支える開発や労務管理、製品やサービスの消費活動など、一定の価値を生み出すための事業に関する企業内外における一連の活動やこれを行う主体を指す。サプライチェーンは、供給に重点を絞るため、価値創造全体に着目するバリューチェーンよりはその範囲が狭くなっている¹⁵。

* 本提言は、バリューチェーンを通じた人権尊重を目指すものであるが、文脈や引用元の記載によって、適宜サプライチェーンも併用するものとする。

② 社会包摂や経済の持続的成長

公共調達は、上記①の主に入権や労働者の権利への「負」の影響への対処だけでなく、持続可能で包摂的な社会経済の発展に「正」の影響を及ぼすことが可能である。日本の既存政策の「付随的政策」に見られるように、公共調達を通じて社会的に脆弱な人々の雇用を促進したり、ビジネスイノベーションに取り組む企業を優遇して企業促進を図ったりすることによって、民間の力を使って、包摂的な社会経済に向けた政策効果を生み出すことができる。

③ 持続可能な公共サービスの実現

公共調達に入権尊重と持続可能性政策を組込むことにより、長期的には、持続可能な公共サービスの実現とともに、社会福祉支出の削減と脆弱な人々を含む社会全般の福祉の向上が期待できる。政府が自ら持続可能な社会づくりのルールを示してリードしていくことによって、民間の生産と消費スタイルに影響を与え、政府の信頼や評判の向上にもつながっていくものと考えられる¹⁶。

1.2.3.2 許容性

公共調達の国際的な基本原則は、“Value for Money (以下、VFM)”とされており、日本語では「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である¹⁷。現在の日本で VFM は、公共調達全般に関わるルールとしては明示されていないが、内閣府より PFI 事業実施の際の実務上の指針として「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成 30 年 10 月 23 日改正)」が公表されている¹⁸。

従来“Value”はコストと品質を意味し、最低価格で最高の量または質を得ることと捉えられていた。しかし、1990 年代以降、公共調達はより広範な政策目標を達成するための政策手段として認識されるようになり、コストと品質以外の、例えば環境目標などの持続可能性に関わる内容にも焦点を当てるようになっていった。現在は“Value”を「定義された要件を満たすためのコスト、品質、持続可能性の最も有利な組み合わせ¹⁹」と定義づけるのが国際的には主流化していると言って良いだろう²⁰。

¹⁵ 日本繊維産業連盟 (2022) 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」 : 13 頁。

¹⁶ OECD (2022) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement, Supply Chains Economic Benefits to Governments, OECD Public Governance Policy Papers No. 14 : p.5.

¹⁷ 内閣府民間資金等活用事業推進室 : 地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続き簡易化マニュアル : 2 頁。

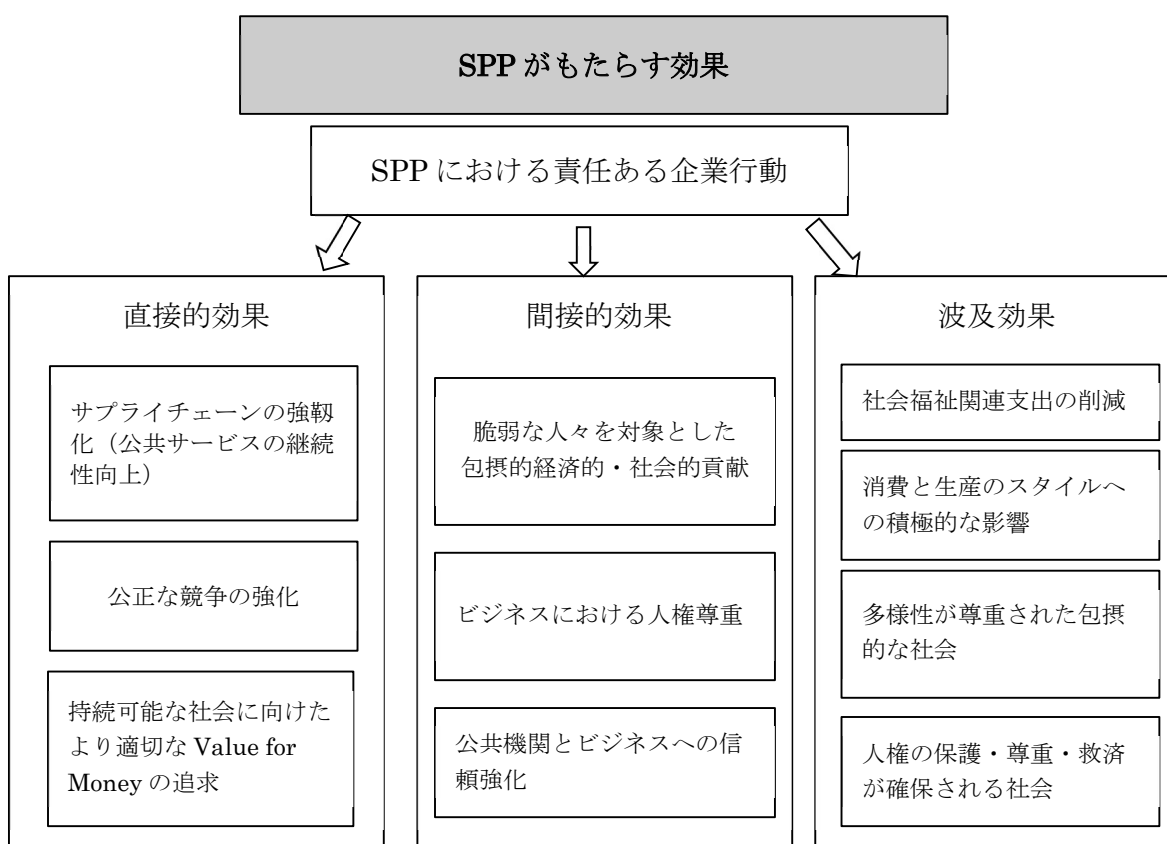
¹⁸ 日本公認会計士協会 (2021) 「公共調達の在り方に関するプロジェクトチームからの報告 公共調達の課題と方向性~VFM の重視による公共調達の効率化と日本版ゲートウェイレビューの導入に向けて~」 (第 5 回調達等の在り方に関する検討会議次第、資料 4) 。

¹⁹ OECD (2018) Methodology for Assessing Procurement Systems (MAPS).

²⁰ OECD (2020), Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement : p.19.

そして、この国際的な VFM の捉え方は、日本の公共調達の仕事の中にもすでに導入されているとすることができる。すなわち、総合評価方式、プロポーザル方式等の価格と品質及び持続可能性基準を総合的に評価する入札の仕組みとして、経済性の要請と矛盾しない形で VFM は日本の公共調達に導入されており、そのことを踏まえるならば、人権基準及び持続可能性関連施策の公共調達への導入はその延長線上にあるものと捉えることができ、その組入れは正当化され得るものとする。

なお、責任ある企業行動による SPP がもたらす効果について、OECD のレポート (Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement: Economic Benefits to Governments, Figure 2, pp.6) を参考に、次の図のように整理することもできる (図表 2)。



図表 2 : SPP がもたらす効果 (CSO ネットワーク作成)

本提言は、以上を踏まえ、公共調達において持続可能な社会経済の実現に向けた施策を戦略的に組み入れ、同時に人権保護義務を果たす手段として自ら責任ある調達行動を実施し、企業に責任ある行動を促すことによって、市場における公正な競争条件と持続可能で包摂的な発展に寄与することを目的とする。

2. 日本の公共調達における持続可能性向上の取組みと課題

2.1 公共調達における持続可能性向上の取組み

日本の公共調達の規模は毎年拡大し、対 GDP 比も 2007 年の 13.59%から 2020 年の 17.71%とその割合を増加させている²¹。この大規模な購買力は、市場に持続可能性の基準を導入し、責任あるビジネス行動に努める企業や事業所のための公正な競争環境を創出する力となり得るものである²²。同時に、公共調達において、政府は一経済主体として、責任あるビジネス行動の模範を示すことが期待されている²³。これは公益に適い、公的支出の説明責任を果たすだけでなく、責任ある企業活動に関する公的政策の正当性を高めることにもなる²⁴。

公共調達の法制度は、国の場合は「会計法」「予算決算及び会計令」によって、地方自治体の場合は「地方自治法」と「地方自治法施行令」によって規定されており、それら諸法令のもと、公正性、経済性、履行の確実性、透明性が原則とされている²⁵。公共調達の制度は、繰り返される入札談合やダンピングへの対応と品質の確保に苦慮しながら改善や工夫を積み重ね、従来は「最低価格」が絶対視されていた経済性の原則について、現在は“Value for Money”の“Value”（「1.2.3.2 許容性」を参照）に、公共工事やサービス、物品の品質を含めることが共通認識となっている。

SPPに見られるように、持続可能性向上などの政策目的実現のために公共調達を活用する政策は、日本では一般に「付帯的政策」と呼ばれ、法的根拠のあるものとして、①特定の者からの優先調達、②特定物品の優先調達、③総合評価落札方式の評価項目を活用した優先調達に整理することができる²⁶。「付帯的政策」は、古くは中小企業の保護育成や地域経済活性化などが知られているが、環境政策や社会的弱者の雇用促進政策などに導入する例が近年増えてきている。現在の日本の公共調達における持続可能性を考慮した「付帯的政策」を整理すると以下ようになる（図表 3 参照）。

持続可能性基準考慮の方法	付帯的政策
①特定の者からの優先調達	<p>中小企業対策（中小企業の公共調達へのアクセス支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）（1966年～） <p>障害者就労施設支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進（障害者優先調達推進法）（2013年～） <p>母子・父子家庭就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子福祉団体等の受注機会の増大（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法）（2012年～） <p style="text-align: right;">など</p>
②特定物品の優先調達	<p>環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減に資する製品・サービスの調達の推進

²¹ GLOBAL NOTE ウェブサイト「政府調達額」

²² OECD (2020) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement : p.35.

²³ OECD (2020) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement : p.48.

²⁴ ILO-IOM-OECD-UNICEF (2019) Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains : p. 49.

²⁵ 有川博 (2020) 『官公庁契約法精義 2020』全国官報販売協同組合 : 4 頁.

²⁶ 梅澤孝助 (2022) 「公共調達の現状と課題」国立国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—第 1183 号 No. 1183 .

	(グリーン購入法) (2001年～) ・事業者の取組み評価も含めた複数の契約類型による、最善の環境性能を有する物品・サービスの調達推進 (環境配慮契約法) (2007年～)
③総合評価落札方式の評価項目を活用した優先調達	女性活躍支援 ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価 (女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針) (2016年～) 人への投資と分配に関する政策 ・政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを表明した企業に対して総合評価落札方式で加点を行う措置を実施 (2022年～) 地域社会・経済政策 ・地域社会に貢献する企業に対する優遇措置の実施 (地方公共団体の一部で実施) など

図表 3 : 日本の公共調達における持続可能性向上政策 (CSO ネットワーク作成) ²⁷

一方、一部の地方自治体や国土交通省などでは、公共調達における下請けも含んだ人権・労働問題への取組みが進められている。これらは、公共事業における労働条件の向上を目指したり、適切な労働条件の確認を意図したりするものである。公共事業の労働条件については、受注事業における低賃金の問題に対して、千葉県野田市を初めとする全国の多くの自治体で賃金基準を定めた公契約条例が策定されており、近年その策定の動きが拡大している。以下は、下請けも含む人権労働問題に取組む日本の特徴的な事例をまとめたものである (図表 4 参照)。

労働条件の組入れ	取組み主体と法制度
①公共工事における労働条件の向上を目指す法制度	京都市：公契約大綱 (平成 24 年 5 月策定、平成 26 年 3 月・平成 26 年 10 月・令和 2 年 7 月一部改正) 下請け人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 (労働関係法令等遵守の徹底、元請下請関係の適正化の推進、実効性確保のための措置、重層的な下請構造の改善) を、府が取組むべき内容として掲げている。
	国土交通省：建設業の働き方改革のための新・担い手三法改正 下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険未加入の建設企業には建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築。併せて建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金のうち労務費相当分については現金払いを要請。
	千葉県野田市等全国の地方自治体：公契約条例 (賃金条項を有する) 公契約条例 (賃金条項付) とは、自治体が職種ごとにあらかじめ支払うべき賃金の下限額を定め、発注する工事や業務委託等の受注者にその遵守を義務付ける条例のこと。野田市が全国に先駆けて制定し、2022 年 10 月現在 27 自治体により賃金条項付公契約条例が制定されている ²⁸ 。
②公共事業受託企業の労働条件を確認する仕組み	法務省、地方自治体 (東京都板橋区・東京都新宿区・愛知県岡崎市・東京都足立区等) : (社労士による) 労働条件審査 公共事業の委託を受けた企業について、労働基準法等の労働社会保険諸

²⁷ 日本能率協会総合研究所 (2018) 「諸外国における会計制度に関する調査業務報告書」 : 7 頁 .

²⁸ 一般財団法人地方自治研究機構ウェブサイト「公契約条例」 .

	<p>法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容とおりの労働条件が確保されているかを確認するもの。入札参加要件や、業務委託期間中の状況確認として実施されている²⁹。</p>
--	--

図表 4：サプライチェーンを含む人権・労働に関する調達基準の取組み（CSO ネットワーク作成）

2.2 持続可能性向上に関わる政策導入の課題

前述したように、日本において SPP を進める上での土台の一つとも言える「付带的政策」については、従来より、会計法令の観点から、「公正性の原則を失い、経済性の原則も確保することができなくなる」という見解が示されているものの³⁰、近年の「付带的政策」の拡大傾向も踏まえて、政府内においてその方向性の検討が行われている³¹。

議員有志や専門家からも、政策実現のための補助金や規制よりも「付带的政策」の方が経済性に優れる場合があるとする意見や³²、より長期的な経済性の観点から、持続可能性の向上に貢献しようとする企業を優先することは社会のあるべき発展に資するとの提言もあり³³、今後、国内外の動向も踏まえ広く議論を重ねていくことが望まれる。

ここでは上記の見解や意見を踏まえ、持続可能な社会を目指す上での、日本の公共調達の課題を整理してみたい。

2.2.1 公共調達の法制度のあり方・運用の仕方をめぐって

2.2.1.1 政策実現の手段として一貫性・整合性に欠けている

持続可能性向上に関わる「付带的政策」が、公共調達を規定する会計法令とは別の個別政策としてそれぞれに実施されており、両者の関係性を規定するルールも存在しないことから、政策としての整合性に欠けている。個別政策の実施内容・程度については、各省や組織に任されており、政策効果もわかり難い状況となっている。持続可能な社会づくりが、経済発展、社会発展、環境保護の統合的な発展によるものであることを踏まえれば、個別政策は統合的に捉えられ、調達案件に応じた適用がなされることが理想であろう。これは、公共調達の政策的活用に対する政府の方向性が明確でないことにも起因していると考えられる。

2.2.1.2 持続可能性に関するステークホルダーの参加と透明性が不足している

公共調達の透明性については、WTO の「政府調達に関する協定を改正する議定書（2012 年 3 月作成）」をはじめとする国際約束をも踏まえてその向上が図られており（コラム 2 参照）³⁴、行政改革推進本部によって進められている調達改善の各省庁の取組みでは、調達情報の周知に関する様々な工夫や改善が進められている。また、ステークホルダーの参加についても入札内容への外部専門家の助言、システム系調達に関する内部専門家の助言など一定程度進んでいる³⁵。

²⁹ 全国社会保険労務士会連合会「労働条件審査」。

³⁰ 前田努編（2020）『会計法精解 令和 2 年改訂版』大蔵財務協会：440 頁。

³¹ 財務省会計制度研究会（令和元年）「会計制度（契約）に関する論点について」及び財務省会計制度研究会（第 4 回）（平成 31 年）「公共調達の付带的政策への活用について」。

³² 梅澤孝助（2022）「公共調達の現状と課題」国立国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—第 1183 号 No. 1183, 9 頁（確井光明（2005）『公共契約法精義』信山社出版：332-334 頁。

³³ 政府調達研究会（2022.3）戦略的政府調達の推進に関する政策提言。

³⁴ 内閣官房「政府調達手続に関する運用指針（政府調達手続に関する運用指針等について（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）別紙 1）」。

³⁵ 内閣官房行政改革推進本部事務局ウェブサイト、政府の行政改革「調達改善の取組み」。

一方で未だ、情報発信は業者向け調達案件の情報提供が中心であり、公共調達全般に関する情報、例えば、調達の制度や実績、評価等については、ウェブサイト上の情報が分散しており全貌が捉えづらく、調達関係者や研究者を含む様々なステークホルダーの確認による改善が進む環境とは言い難い。さらに、ステークホルダーとの対話も、公共サービス等に詳しい専門家との協議に力点が置かれ、持続可能性基準の組入れや人権リスクの評価等に関する専門家や、リスクの対象となりうる当事者や市民社会との対話はなされておらず、人権を含む持続可能性基準を適切に組み込み運用するための仕組みは不足している。

欧米では、政府によるわかりやすい情報発信と市民社会等とのエンゲージメントが進められており（事例1参照）、OECD 勧告でも、公共調達の様々な段階における透明性の向上とステークホルダーの参加の促進こそが、SPP の政策効果を高めると提言している³⁶。

コラム 3：世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）における政府調達協定（Agreement on Government Procurement: GPA）

現行の政府調達協定（改正後の政府調達協定）において、内国民待遇原則及び無差別待遇原則の適用される基準額、対象機関、対象物品・サービスが定められている*。また、これらの原則の履行を確保するための公平・透明な調達手続（電子的手段の活用、苦情申立手続、紛争解決手続等）などの充実・強化についても定められている。

- 内国民待遇原則：他の締約国の産品及び供給者に与える待遇を自国の産品及び供給者に与える待遇と差別しないこと
- 無差別待遇原則：他の締約国の産品及び供給者であって締約国の産品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の産品及び供給者に与える待遇と区別しないこと³⁷

* 最新の基準額、対象機関については、経済産業省「2022年版不正貿易報告書」14章政府調達を参照のこと。

事例 1：英国の現代奴隷法における透明性向上の取組み【海外】

英国「現代奴隷法」は、現代の強制労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的に2015年に制定・施行された法律で、英国で活動し年間売上高が一定規模以上の営利団体・企業（日本企業も対象）に対して、サプライチェーン上の強制労働や人身取引に関するデューデリジェンスに関する声明の公表を義務付けたものである。

この法律に即して、英国政府は、2020年3月、政府自ら公的部門の調達における現代奴隷制のリスク評価に関する声明を発表し、政府が開発した「現代奴隷評価ツール(Modern Slavery Assessment Tool: MSAT)」を利用してリスク軽減を図る取組みを進めていることを報告した。さらに2021年3月には、企業や営利団体による声明のオンライン登録を開始し、人権に関する企業・事業所のコンプライアンス状況を確認できる環境を提供している。オンライン登録は義務ではないが、政府は強く推奨しており、将来的には義務化する方針とされている³⁸。

³⁶ OECD (2015) Recommendation of the Council on Public Procurement : p.7,9.

³⁷ 経済産業省 2020年版「不正貿易報告書」：pp.393-396.

³⁸ JETRO (2022)「『サプライチェーンと人権』に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂 第六版）」：21-22頁.

2.2.2 「国際的に認められた人権」に関わる政策をめぐって

2.2.2.1 人権侵害を回避するための基準がない

グローバル・サプライチェーンを含めた重大な人権侵害（例えば、強制労働、児童労働、不当労働）を回避するための調達基準がない。人権侵害リスクの高い対象（非正規労働者、女性、LGBTQ、技能実習生など）や人権侵害リスクの高い分野を踏まえたサプライチェーンを通じた労働慣行など「国際的に認められた人権」尊重の調達基準が不十分である。グローバル・サプライチェーンにおける人権・労働慣行の問題については、一部のグローバル企業などを中心に民間の取組みが先行している。

2.2.2.2 優先的に取り組む脆弱な人々が限定されている

既存の個別政策における「国際的に認められた人権」に関わる政策、すなわち障害者就労支援、母子・父子家庭就労支援、女性活躍支援などは、特定の人たちを対象にしているため、それ以外の脆弱な人々との間に不公平感が生じる懸念がある。制度の制定当時の状況からは理解できるものであり、対象の拡大に努めていることも了解しているが、対象限定型の法制度には限界があり、取り残されるグループも生じ続けることが危惧される。

上記の課題を踏まえ、今後日本において戦略的に SPP を進め、「指導原則」にもとづく人権尊重を浸透させ、さらに責任ある企業行動を促進するために、以下の提言を行う。

3. 提言

提言 1：政府方針に基づいた一貫性のある持続可能な公共調達（SPP）の推進

SPPは、経済・環境・社会の進歩に積極的に貢献するとともに、人々・地球・社会に対する「負」の影響への対応を促進することによって、持続可能な社会を実現するための政策手段となり得る。SPPを効果的に実施するためには、持続可能な社会づくりの政府方針の中心にSPPを位置付けて、政策の一貫性および政策間の整合性を図りSPPを戦略的に進めていくことが重要となる。財政の健全化が求められる中、経済的・社会的影響力の大きい公共調達を政策実現の梃子として積極的に活用し、持続可能な社会づくりを官民協働により前進させていく必要がある。

提言 1.1 政策実現の手段として一貫性のある SPP の実施

現在個別に実施されている公共調達の「付随的政策」を、人権保護及び持続可能性向上の観点から統合的に捉えなおし、SPPを政府方針の中に政策実現の手段として明確に位置付けることを提言する。政策の整合性を取ることで「付随的政策」を含めたSPPの役割が明確になり、調達の現場における方向性が定まり、政策のインパクトの向上が期待できる。欧州の中期成長戦略「欧州2020」においても、低炭素社会への移行や中小企業のイノベーションを促進する政策としてSPPが位置づけられている。

OECDの調査によれば、政策の一貫性は、SPPの枠組みを整える上で最も重要な要素の一つと各国政府からみなされており³⁹、それにより、政策の効果が向上するとともに、企業の支持を得ることができるとされている⁴⁰。

政策の一貫性を図る上では、会計法令と個別政策の関係性を規定するルールやガイドライン等を作成し、個別政策の扱いを明確にすることが望まれる。また、SPPを実現するために省庁間調整や一貫した制度執行に責任をもつ司令塔として、内閣官房に担当審議官とその管轄下の組織を組成することも一案である。

NAPの中で掲げられた「公共調達における「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底」の進捗・達成については、国際社会も注視している。

事例 2：「EU 公共調達指令」と「Buying Social – A guide to taking account of social considerations in public procurement – Second edition⁴¹」の発行【海外】

2021年5月、欧州委員会は、政策実現のための公共調達利用に関するガイドライン「Buying social」の第2版「A guide to taking account of social considerations in public procurement（公共調達における社会的配慮のためのガイド）」を発行した。政府調達関係者を対象としたこのガイドは、公共調達への社会的基準組入れの支援を目的とし、2014年に打ち出された「EU 公共調達指令」により展開されたEU域内におけるSPPの幅広い実践例による多様なアプローチとインパクトの実現を紹介している。

当該ガイド第1章では、SPPが「EU 公共調達指令」やEU条約、WTO政府調達協定などの国際協定や国際的に認められた原則に準拠して実施されなければならないこと、公共調達が戦略的に活用されることで、社会的目標を達成し持続可能な開発を推進するための強力なツールになることが述べられている⁴²。

³⁹ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.48.

⁴⁰ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.90.

⁴¹ European Commission（2021）Buying Social-a guide to taking account of social considerations in public procurement（2nd edition）.

⁴² European Commission（2021）Buying Social-a guide to taking account of social considerations in public procurement（2nd edition）：pp.7-8.

提言 1.2 国家の人権保護義務を果たすための調達枠組への人権基準の組入れ

政府は、公共調達において、税金を使ったサービスの発注者として、ビジネスの主体として、自ら手本を示すことが期待される。具体的には、「指導原則」に則って、政府自ら、「国際的に認められた人権」の保護・尊重のため、サプライチェーンのデューディリジェンスとステークホルダーエンゲージメントを行い、公共調達参加企業に人権尊重を働きかけ、必要に応じて支援を行うことが求められる。それこそが、責任ある企業行動の促進と社会における人権意識の醸成に寄与し、「国際的に認められた人権」を尊重する経済社会につながっていく。

そこで、上記提言 1.1 で言及した SPP の政府方針には、人権を保護する義務を果たすため、政府が公共調達の案件受託企業を監督すること（指導原則 5）、受託企業による人権尊重を促進すべく自ら模範を示し企業の行動変容を促すこと（指導原則 6）を明示する必要がある。その上で、政府自らが公共調達を通じてサプライチェーンのデューディリジェンスとステークホルダーエンゲージメントを行い、公共調達参加企業に人権尊重を働きかけ、必要に応じて支援することが求められる。

グローバル市場から日本企業が閉め出されることなく、国際競争力を発揮していくためには、企業の人権尊重に向けた行動変容は不可欠であり、SPP は「国際的に認められた人権」を尊重する企業をプレーヤーとする公正な競争市場の創出に寄与することができる。

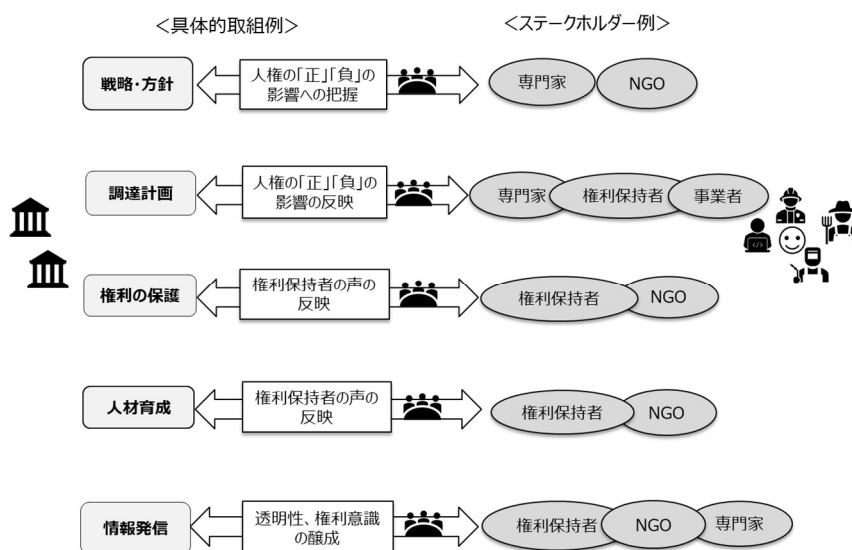
提言 1.3 SPP の推進におけるステークホルダーとの対話と協働

近年、全省庁において公共調達の改善が取組まれており、入札内容への市場動向の反映を意図した外部専門家による助言など、ステークホルダーの参加による対話が促進されている。SPP は、公共調達の主体である行政と参加する企業のみで実現できるものではなく、企業活動に関わるステークホルダーとの対話・連携によって初めて実効性を持つ。

今後、「国際的に認められた人権」の尊重と持続可能性に関する施策を SPP に組み込むにあたっては、調達の全てのプロセスにおいて持続可能性や人権に関するステークホルダーの参加を促進し、透明性と実効性を確保することが重要である。特に、人権リスクの高い脆弱な人々や人権リスクの高い分野に関わる人々が、取り残されたままの現状では社会全体の持続可能性を維持できなくなることから、これらの人々との対話を進め、実態を把握し、人権リスクを予防、是正していくことが求められる。

また、人権リスクの高い脆弱な人々や人権リスクの高い分野に関わる人々との対話を進める際には、その対話の状況を広く国民・市民と共有するなど透明性を確保することも重要である⁴³。下記に、ステークホルダーや専門家との対話やエンゲージメントの例を示す（図表 5 参照）。

⁴³ OECD (2015) Recommendation of the Council on Public Procurement : p.9.



図表 5：SPP におけるステークホルダーとの対話・エンゲージメント（CSO ネットワーク作成）

事例 3：OECD の調査に見るステークホルダーエンゲージメント【海外】

2020 年に OECD より発行された、公共調達への責任ある企業行動の組入れに関する調査報告書によれば、公共調達に関する制度や戦略を策定するにあたり、調査に回答した国の約 3 分の 2 が、事業者、契約当局双方との協議を行っていた。また、人権や労働、失業者や障害者に関する戦略的・規制的な枠組みについては、労働者団体に相談するとの回答が多かった。3 分の 1 強の国が、責任ある企業行動の枠組みを策定する際に、責任ある企業行動のための国家連絡窓口（NCPs）にコンタクトしていた⁴⁴。

提言 2：企業行動が人権や経済的社会的進展にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定

企業に求められる人権尊重責任は、「国際的に認められた人権」への責任であり、人権に関する国内法令の遵守及び普遍的な国際基準の尊重である。具体的には、最低限、国際人権章典⁴⁵や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言」で示されている権利のほか、国際連合で採択された人権条約や宣言が扱う、先住民族、女性、民族的または種族的、宗教的、言語的少数者、子ども、障害者及び移住労働者とその家族の権利などである。

企業の人権尊重責任は、「指導原則」によれば、「人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント」、「人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デューディリジェンスプロセス」、「企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響を是正するプロセス」が含まれる（指導原則 15）。デューディリジェンスのプロセスにおいては、影響を受けるステークホルダーとの有意義な協議が必須となる（指導原則 18、ILO 多国籍企業宣言 10 項(e)）。同時に、企業が事業活動を行う国においてその国の政策目標を十分考慮し、開発の優先度や社会的目標と調和した形で事業遂行することは、その国の経済的社会的進歩にも貢献する（ILO

⁴⁴ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.91.

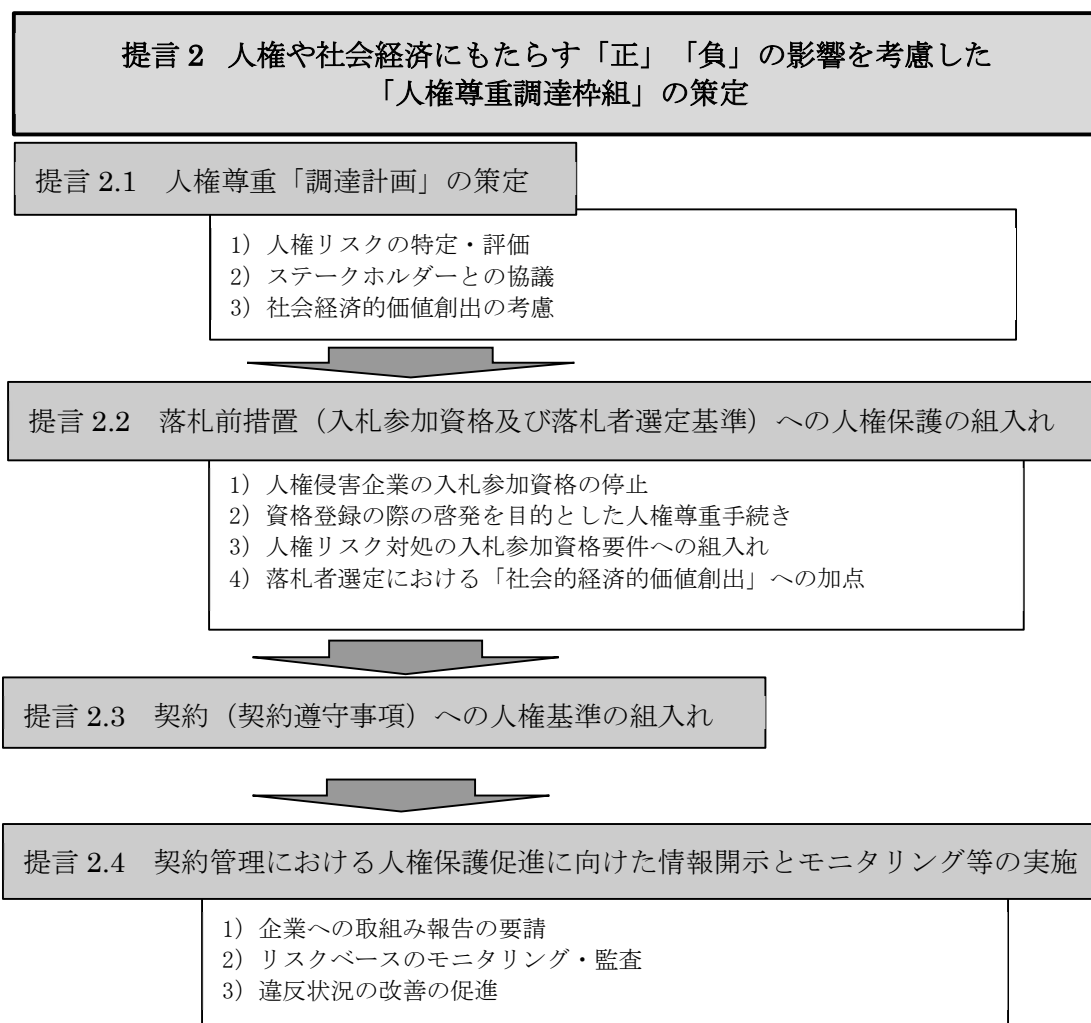
⁴⁵ 国連広報センターウェブサイト「国際人権章典」。

多国籍企業宣言 11 項)。例えば、若年者、障害者、マイノリティの積極的雇用や労働者の技能構築はその国の包摂的発展にも資する。このように、企業の社会的責任は人権や社会経済にもたらす「正」「負」の双方の影響を考慮する必要がある。

そこで、持続可能な社会を目指す政府戦略に沿って SPP を実施するにあたっては、サプライチェーンやバリューチェーンも含めて、企業行動が人権や経済的社会的進展にもたらす「正」と「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組」を策定することを提言する。その際には、「指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス、ILO 労働における基本的原則及び権利に関する宣言、ILO 多国籍企業行動宣言を基礎文書として引用することが期待される。

「人権尊重調達枠組」は、「国際的に認められた人権」尊重の取組みを「調達計画」、「落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準の設定）」、「契約（契約条件の設定）」、「契約管理」から成る調達の各フェーズに組み込み、人権尊重に向けて企業の行動変容を促すことを企図するものである。

なお、次の図は、提言 2 の人権や社会的経済的進歩をもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組」の全体像を示したものである（図表 6 参照）。



図表 6：提言 2 「人権尊重調達枠組」の構成（DIHR：“Driving change through public procurement”2020, Section C を参考に CSO ネットワーク作成）

以下、人権や社会経済にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組」を実現するための「調達計画」「落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準の設定）」「契約（契約条件の設定）」「契約管理」について順次述べていく。

提言 2.1 人権尊重に向けた「調達計画」の策定

人権や社会経済にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組」を構築するためには、枠組み全体をデザインする「調達計画」が必要である。

枠組みを検討する上で考慮すべき要素が、企業活動による「正」「負」の影響に対する、公共調達の各フェーズにおける取り扱いである。この取り扱いには以下の4パターンの区分が理念上可能であると考えられる。ただし、「正」と「負」の影響は多くの場合表裏一体であり、同一の企業行動で「負」の影響に対処しつつ「正」の影響を創出することも考えられる。以下は理念上の区分としての整理である。

- a) 「負」の影響については
 - (i) 「負」の影響を及ぼす事業者を調達から排除する（入札参加資格段階での考慮）
 - (ii) 「負」の影響への対処によって事業者を加点/減点評価する（落札者選定段階での考慮）
- b) 「正」の影響については
 - (iii) 「正」の影響を持たない事業者を調達から排除する（入札参加資格段階での考慮）
 - (iv) 「正」の影響の創出について事業者を加点/減点評価する（落札者選定段階での考慮）

これらの取り扱いについて、調整を行うことなく文言通り適用した場合の理念上の効果としては、(i)では、「負」の影響を及ぼす事業者を排除することにより公正な競争環境の創出が見込まれる。(ii)では、「負」の影響の最小化は促進されるが、「負」の影響を及ぼしている事業者が選定されることを許容し、また「負」の影響に対してより多くのコストをかけてより多くの項目に対応できる企業が調達上有利になる可能性がある。(iii)では、「正」の影響の最大化が促される一方、事業者にとっては予見可能性の低い事項で排除されることにより公共調達への参加の障壁となってしまう可能性がある。(iv)では、「正」の影響を競争で実現させる **Race to the top** の効果が期待されるが、より多くのコストをかけてより多くの項目に対応できる企業が調達上有利になる可能性がある。

このように、「負」の影響の最小化及び「正」の影響の最大化の政策効果をいかに出せるかという視点と事業者選定の公平性をいかに確保するかという視点からそれぞれ利点と欠点が生じうる。また、特に「負」の影響については事業者に求める取組みが多くなればなるほど、サプライチェーンの先の企業（下請け先やサプライヤーなど）に負担を転嫁していく可能性もあり、より脆弱な人々に影響が及んでしまう可能性にも配慮しなければならない。

したがって、調達枠組の計画づくりにあたっては、これらの区分と効果を意識しつつ、影響評価基準等の点で適切な調整を行い、公共調達の目的達成との兼ね合いで最も効果的な手法を選択していくことが必要となる。

以上を踏まえて、調達計画の策定に際して具体的に必要となる、1) グローバル・サプライチェーンも含めた人権リスクの特定・評価、2) ステークホルダーとの協議、3) 社会的経済的価値創出の考慮について述べる。

2.1.1 グローバル・サプライチェーンも含めた人権リスクの特定・評価

公共調達において国家が人権保護義務を果たすためには、政府が発注する調達案件における人権リスクについて、グローバル・サプライチェーンも含めて評価し、リスクを特定し、リスクの深刻度・重大度に応じた調達基準の設定が必要である。

人権リスクの評価（アセスメント）は、案件における業種やグローバル・サプライチェーンにおける国・地域など範囲の絞り込みを行った上で顕著な人権リスクを特定し重点的に調査を行うというプロセスが主流となっており、このようなリスク評価に基づく対応を人権リスクベースアプローチと呼ぶ。調達計画の作成においても、人権リスクベースアプローチを踏まえることにより、人権リスクが高く早急に対応が必要な問題の潜む案件については、「負」の影響を考慮した調達基準を設定するなど、案件毎のデザインが可能になる。

海外では、公共調達のサプライチェーンにおける人権リスクを評価するためのツールが各国で開発されている（事例 4、5 参照）。

事例 4：リスク評価に基づく取組みが調達計画に導入されたスウェーデン マルメ市【海外】

2010 年、スウェーデンのマルメ市では、サプライチェーン上の不公正労働についてリスク分析を実施し、その結果、電子機器、家具、事務用品の 3 つの製品グループが高リスクであることが判明した。この評価に基づき、サプライヤーによる行動規範への署名などが実施された。

マルメ市は、2020 年に環境と社会に良い影響を与える公共調達を優先させるために、持続可能性のフィルターを通して調達活動を分析するスキームを導入する予定である。優先順位をつけられた調達案件は、調達に関する持続可能性コーディネーターから特別に注目され、入札前、入札後、契約締結時に高度な要求事項を課される可能性がある⁴⁶。

事例 5：公共調達のサプライチェーンにおける人権リスク評価ツール【海外】⁴⁷

①ノルウェーのハイリスクリスト

ノルウェーでは、ノルウェー調達法（Norwegian Procurement Act）により、人権に負の影響を及ぼすおそれがある場合には、負の影響是正のための適切な措置を講ずることが事業者には義務付けられている。ノルウェーデジタル化推進機構（DigDir）は、ICT、繊維、医療消耗品、コーヒーなどリスクの高い製品に関する情報をすべての契約当局に提供している。このリスクに関するリストは、原材料の採取から部品の生産、最終的な組み立てに至るまで、サプライチェーン全体を通したリスクの特定に及んでいる。

②米国の「責任ある調達ツール（Responsible Sourcing Tool: RST）」

米国国務省は、契約当局や企業がサプライチェーンにおける人身売買のリスクを特定し、防止し、対処するためのリスク評価ツール「責任ある調達ツール（Responsible Sourcing Tool: RST）」を公開している。RST は、2016 年に政府と NGO が協働で開発した、国別・セクター別に人身売買のリスクを評価するツールで、ICT、繊維・アパレル、建設、ヘルスケアなど、多くのカテゴリーを対象としている。

⁴⁶ THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS（2020）Driving change through public procurement：p.70.

⁴⁷ OECD（2020）Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement：p.59.

2.1.2 ステークホルダーとの協議

「人権尊重調達枠組」が国民・市民すべての人々に関わると同時に、その取組みには専門性が必要となることから、公共調達に関する有識者委員会において、公共調達の専門家のみならず人権や労働に関する専門家、国際機関の知見の活用や多様なステークホルダーの声を反映する仕組みの導入が求められる（事例 6、7 参照）。

OECD の勧告においても、SPP 枠組みの策定は「関係するステークホルダーや専門家の包括的な知識や観点を反映し活用する場合に最も成功する」⁴⁸とされ、「透明で効果的な利害関係者の参加の促進」⁴⁹が推奨されている。特に指導原則等の国際文書を「人権尊重調達枠組」に組み入れる際には、これらの文書に基づき事業者の人権デューディリジェンスとステークホルダーエンゲージメントを求めることから、調達枠組みの設定段階からステークホルダーの意見を取り入れて事業者がエンゲージメントの効果を発揮できるようにしておく必要がある。労働分野では特にデューディリジェンスと労働者との対話・エンゲージメントが相互補完的になされ、多様な状況にある労働者のニーズを踏まえた包摂的な対応を促進することで、労使 win-win の関係を創出することが期待されている（ILO 多国籍企業宣言 10 頁（e））。

事例 6：東京五輪「持続可能性に配慮した調達コード」策定のステークホルダー協議【日本】

2017 年に東京五輪に向けて策定された「持続可能性に配慮した調達コード」⁵⁰の策定過程では、環境や人権、労働、CSR 等の専門家で構成されるワーキンググループによる検討がなされるとともに多様なステークホルダーからの意見・インプットの仕組みが実現した。

事例 7：サプライヤーとの対話・ヒアリング【海外】

①調達計画段階で実施される英国ロンドン市のサプライヤー定期対話

2014 年、英国ロンドン市は、地元のビジネス、コミュニティ、環境分野の代表からなる社会的価値委員会を設立し、公共調達の経済的、社会的、環境的影響に対処するための要件について市の調達チームとの定期的な対話を実施した。委員会の提案は取り入れられてその結果が定期的にパネルにフィードバックされた。⁵¹

②ICT 機器調達におけるスウェーデン ストックホルム地域のサプライヤーヒアリング

スウェーデンのストックホルム地域では、ICT 機器の新規調達に際して、潜在的なサプライヤーにヒアリングを行い、人権リスクへの取り組みを求める調達要件案について意見を集めた。調達要件は部分的に修正され入札が行われその後サプライヤーは円卓会議に再び招待され、入札プロセスと要件についてのフィードバックを行った。早い段階からサプライヤーを巻き込むことで、当局は要求事項に対する法律的な異議申し立てのリスクを軽減することができた⁵²。

2.1.3 社会経済的価値創出の考慮

現在「付帯的政策」として実施されている、女性活躍、グリーン購入、障害者雇用など公共調達における持続可能性向上の組入れを、人権の観点から整理し直し、脆弱で取り残

⁴⁸ OECD (2020) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement.

⁴⁹ OECD (2015) Recommendation of the Council on Public Procurement .

⁵⁰ 東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会「持続可能性に配慮した調達コード」.

⁵¹ THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS (2020) Driving change through public procurement : p.58.

⁵² THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS (2020) Driving change through public procurement : p.73.

されがちな人々に対する「正」の影響の拡大を通じた社会的経済的価値の創出という積極的な取組みにしていくことが求められる（事例 8 参照）。

そのためには、発注者である政府、受注者である企業や事業所、そして対象となる人権リスクを抱える人々で合意された評価基準を踏まえて「正」の影響を可視化し、その成果を踏まえた上で、現在は対象となっていない人権リスクを抱える人々のニーズも考慮し、社会全体としての社会経済的価値創出のための調達基準の設定を行う必要がある。その際、比較的取組みのコストに制限のある中小企業が競争上不利にならないよう、様々な支援を工夫する必要がある。

事例 8：英国政府による公共調達における社会的価値とその成果 / アウトカム【海外】

英国では 2020 年「調達政策ノート-中央政府の契約の授与において社会的価値を考慮すること（“Procurement Policy Note - Taking Account of Social Value in the Award of Central Government Contracts”, Action Note PPN06/20（以下、PPN06/20））」を公表し、英国政府として以下のような社会的価値のテーマと政策アウトカムを定めている⁵³。

社会的価値のテーマ	アウトカム
COVID-19 からの回復	・地域コミュニティが COVID-19 の影響を管理し回復を支援
経済的格差への取組み	・新たなビジネスや雇用、スキルの創出 ・サプライチェーンの強靱性と能力の向上
気候変動との闘い	・環境の効果的な管理
機会均等	・障害者の雇用格差の縮小 ・労働者間の不平等の是正
ウェルビーイング	・健康とウェルビーイングの改善 ・コミュニティのつながりの向上

提言 2.2 落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準）への人権保護の組入れ

「入札参加資格」は、入札に際して求められる条件であり、この条件を満たさない限り入札はできないとされる基準である。すなわち、このプロセスにおいて、人権に対して「負」の影響を持つ事業者を排除する基準を設定することにより、その基準のレベルに応じた公正な競争環境を創出することができる。

会計法令では「義務的排除」対象として、契約能力を有しない者や暴力団等を定めており、これらの場合は発注者に裁量の余地はない⁵⁴。ここでは、人権保護を考慮した入札参加資格の設定として、

- 1) 重大な人権侵害を起こした企業の入札参加資格を停止する
- 2) 入札参加要件に人権リスクへの対処を組込む
- 3) 資格登録の際に啓発を目的とした人権尊重に関する手続きを組込む

について提案する。

⁵³ 岸道雄（2022）「英国における社会的価値を考慮した公共調達の現状」『地域情報研究』第 11 号、立命館大学地域情報研究所 紀要：145-146 頁。

⁵⁴ 楠茂樹（2017）『公共調達と競争政策の法的構造第二版』ぎょうせい：94 頁。

さらに、入札者の中から落札者を決定する際の選定基準についても、現在総合評価方式などで組入れられている「付带的政策」を統合的に捉えた人権保護基準を組み入れていく必要がある。

2.2.1 重大な人権侵害を起こした企業の入札参加資格の停止

「入札参加資格の停止」は、入札不正などを行った業者に対する措置である（事例 9、10 参照）。公正な競争を確保するために、重大な人権侵害や法令違反を行った企業を一定期間入札から排除することを提案する。「負」の影響の是正を目的とするものである。

この場合、公共調達から排除された企業が、人権侵害や法令違反を是正しないまま事業を継続するケースもあり得ることから、そこで働く労働者やステークホルダーなどの不当行為を受け続ける人々のためには、企業の状況改善と救済の機会を確保していくことが重要である。同時に、企業の自浄作用を促し、当該企業の再チャレンジと経済社会への再統合を図ることも必要である。したがって、重大な人権侵害や法令違反を行った企業に対して入札参加資格を停止する場合は、違反・侵害の是正を促し、人権研修への参加や人権方針策定など何らかの解除要件を設定した上で、入札に再参加できる仕組みの導入が必要である。

事例 9：EU 公共調達指令における「排除」と「再参加」の仕組み【海外】

EU 公共調達指令（2014）には、児童労働や人身取引を含む犯罪で有罪となった事業者や企業を公共調達から排除する規定が存在する。その上で、同指令では、企業の自浄作用を促す仕組みとして、違反企業が今後不正行為を起こさないよう組織的・技術的・人事的に人権の問題に取り組むことによって、再び入札に参加できるよう提案している。

事例 10：ドイツ「サプライチェーン・デューディリジェンス法」に見る入札排除【海外】

ドイツでは、2021 年 6 月に「サプライチェーン・デューディリジェンス法」が成立し、2023 年 1 月施行予定である。この法律は、一定規模以上の企業（日本企業も対象）に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外のすべての企業が人権や環境のリスクにさらされないよう注意義務を課すものであり、注意義務の主な内容は、対象企業の社内に人権に関するリスク管理体制を確立すること、リスク分析や予防措置の実施、人権侵害に関する苦情処理の仕組み構築、人権報告書の作成・公表などである⁵⁵。

違反企業には過料が科せられ、過料を科せられた企業は、公共調達から自己の違反状態の解消を証明するまで最長 3 年間除外されると定められている⁵⁶。

2.2.2 資格登録の際の啓発を目的とした人権尊重手続き

国や政府系機関、地方自治体が実施する競争入札への参加にあたっては、多くの場合、企業・事業所に事前の資格登録が求められる。資格の種類は発注者や入札案件ごとに様々だが、国の全省庁における、主に「物品販売」や「役務の提供」に参加できる「全省庁統一資格」などはよく知られている。

⁵⁵ JETRO（2022）「「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第六版）」27 頁。

⁵⁶ JETRO ベルリン事務所 海外調査部（2022）「ドイツ サプライチェーンにおける企業のデューディリジェンス義務に関する法律（参考和訳）」17-18 頁。

この資格登録の際に、企業の意識啓発を目的とした、人権尊重に関する簡単なチェックリストへの回答や取組み宣言などの書類の提出、あるいは簡単なインターネットを利用した研修などの受講を求めることを提案したい（事例 11 参照）。資格登録には入札に関心のある企業・事業所が多数参加するため、その啓発効果は非常に高い。サプライチェーンも含む労働現場における「国際的に認められた人権」尊重の趣旨と、組織としてのコミットメントの重要性をしっかりと伝えるとともに、事業所・企業の負担を考慮して電子的な方法を用いるなどの工夫も望まれる。

地方自治体などではすでに資格登録の際に、障害者雇用の状況や環境マネジメントの取得など、人権や持続可能性に「正」の影響を創出していることを証する書類の提出を求め、参考資料としているケースもある。

なお、資格登録における啓発を目的とした人権尊重手続きは、次の 2.2.3 「人権デューデリジェンスとステークホルダーエンゲージメントの入札参加要件への組入れ」の効果を高めることにもなる。

事例 11：東京 2020 競技大会「持続可能性に関する確認について」における「チェックリスト」
(イメージ) ⁵⁷【日本】

企業名 ○○○○○○○○ 提出日 △ 年 △ 月 △ 日																													
持続可能性の確保に向けた取組状況について																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">分野・項目</th> <th>取組状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 全般</td><td></td></tr> <tr><td>(2) 環境</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 人権</td><td></td></tr> <tr><td>(4) 労働</td><td></td></tr> <tr><td>(5) 経済</td><td></td></tr> </tbody> </table>	分野・項目	取組状況	(1) 全般		(2) 環境		(3) 人権		(4) 労働		(5) 経済		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">(3) 人権</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国際的人権基準の遵守・尊重</td> <td>国際的な基準を踏まえた、人権全般の尊重について <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。 (具体的な内容)</td> </tr> <tr><td>②差別・ハラスメントの禁止</td><td></td></tr> <tr><td>③地域住民等の権利侵害の禁止</td><td></td></tr> <tr><td>④女性の権利尊重</td><td></td></tr> <tr><td>⑤障害者の権利尊重</td><td></td></tr> <tr><td>⑥子どもの権利尊重</td><td></td></tr> <tr><td>⑦社会的少数者の権利尊重</td><td></td></tr> </tbody> </table>	(3) 人権		①国際的人権基準の遵守・尊重	国際的な基準を踏まえた、人権全般の尊重について <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (具体的な内容)	②差別・ハラスメントの禁止		③地域住民等の権利侵害の禁止		④女性の権利尊重		⑤障害者の権利尊重		⑥子どもの権利尊重		⑦社会的少数者の権利尊重	
分野・項目	取組状況																												
(1) 全般																													
(2) 環境																													
(3) 人権																													
(4) 労働																													
(5) 経済																													
(3) 人権																													
①国際的人権基準の遵守・尊重	国際的な基準を踏まえた、人権全般の尊重について <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (具体的な内容)																												
②差別・ハラスメントの禁止																													
③地域住民等の権利侵害の禁止																													
④女性の権利尊重																													
⑤障害者の権利尊重																													
⑥子どもの権利尊重																													
⑦社会的少数者の権利尊重																													

2.2.3 人権リスク対処の入札参加資格要件への組入れ

⁵⁷ 東京 2020 競技大会組織委員会の「持続可能性に関する確認について」のチェックリストについて、組織委員会は「リスク管理のツールとして活用するためだけのものではなく、事業者にとっても、チェックリストの記載を通じて調達コードに関する理解を深めると同時に、自らの持続可能性に関する取組状況を振り返り、より高い水準への改善に活用することができるもの」としている。したがって、企業の意識啓発の参考例として提示するものである。

入札参加資格要件とは、発注者が排除しなければならないあるいは排除できるという意味の排除要件ではなく、受注希望者が入札に参加することができる条件という意味での参加要件である⁵⁸。

入札参加企業には、「国際的に認められた人権」を尊重した公正な競争環境を創出するための基準として、人権に「負」の影響を及ぼすリスクに関してサプライチェーンも含めて評価、特定し、人権リスクに応じた対処を求める必要がある（人権デューディリジェンス）。具体的には、グローバル・サプライチェーンを含めた人権対応方針の策定や人権デューディリジェンスの実施、人権侵害の是正などが求められる。

加えて、人権デューディリジェンスのプロセスにおいては、影響を受けるステークホルダーとの有意義な協議を求めることにより、個々の当事者の状況に則した具体的な対応が可能となり、サプライチェーンへの負担の押し付けが軽減される効果が期待できる。前述のように、労働分野では特にデューディリジェンスと労働者との対話・エンゲージメントが相互補完的になされ、多様な状況にある労働者のニーズを踏まえた包摂的な対応を促進することで、労使 win-win の関係を創出することが期待されている（ILO 多国籍企業宣言 10 頁 (e)）(2.1.2 参照)。

入札参加要件の詳細を検討する場合、調達案件のリスクの程度に応じて求める要件に差をつけることも考えられる。企業の事業規模による入札資格のランク付けも活用し、中小企業への支援を含めた仕組みを整える中で（コラム 4 参照）、競争力のあるサプライチェーンの形成を促していく必要があると考える。入札参加要件の証明としては、「人権取組計画」に関する文書の提出や、人権に対する取組みの「宣誓書」の提出、及びそれらをサプライチェーンに説明するための文書などが考えられる（事例 12 参照）。

事例 12：オーストリア ウィーン市の女性支援に関する入札参加要件【海外】⁵⁹

オーストリア ウィーン市では、1990 年代前半より女性と女兒支援を推進し、2010 年には公共調達にジェンダー平等を組込むためのワーキンググループを作って検討を続けてきた。その結果、落札基準に女性の昇進とジェンダー平等を考慮できる調達計画を策定し、入札の際に、女性登用や（採用における女性の登用、資格取得における女性の登用など）、ワーク・ライフ・バランス取組みの宣言書の提出を求めている。

宣言した取組みを期限までに完全に実施したことを証明する書類を提出できない場合、罰金が適用され、またウィーン市の内部監査グループとウィーン市監査院による抜き打ち検査も行われている。

⁵⁸ 楠茂樹（2017）『公共調達と競争政策の法的構造第二版』ぎょうせい：95 頁。

⁵⁹ European Commission（2020）Making socially responsible public procurement work: 71 good practice cases：pp.232-234.

コラム 4：中小企業への配慮と支援の必要性

中小企業は、人権リスクに対処するための人的・技術的リソースが不足している可能性があるものの、中小企業における人権リスクが低いというわけではなく、中小企業であってもしっかりと人権尊重に取り組む必要がある。そこで、中小企業への支援策の提供が重要となる。

日本繊維産業連盟策定の「繊維産業における企業行動ガイドライン」（2022）では、自社のサプライチェーン/バリューチェーンの複雑性などに応じて適切な範囲で、国際人権基準や国際労働基準に関して専門的知見を有する弁護士や社会保険労務士、民間の監査人等の外部専門家の活用を促すことが有効であるとしている⁶⁰。その際の専門家の費用については、その活動の独立性・中立性を担保するため、公共調達の仕事みからの公的費用による支弁も有効であろう。

他にも、中小企業向けガイドラインの策定、財政的支援、ベストプラクティスの提供などの支援が考えられる。大企業だけでなく中小企業も含めて日本全体で人権尊重調達枠組を推進していくことにより「誰一人取り残さない持続可能な社会経済」を実現していくことに貢献できると考える。

2.2.4 落札者選定における「社会経済的価値創出」への加点

人権への「正」の影響に資する企業の取組みを促進するために、落札者選定の際にこれらの取組みに加点評価をすることが考えられる（事例 13 参照）。人権への「正」の影響が生み出す社会的価値は、政府によって適切かつ明確に示され推進されることにより、そのインパクトは増大し政策的効果も高まることが考えられる。

しかし、その取組みの内容や方法が持続可能な社会に向けた適切な社会的価値創出になっているかについては定期的な検証が求められる。大阪府が行っている総合評価方式における障害者雇用の費用対効果や障害者雇用率に与える影響の検証などは参考になると思われる⁶¹。

事例 13：人権の「正」の影響に加点評価する大阪府：大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（愛称「ハートフル条例」）【日本】

大阪府が発注する庁舎などの清掃に関して、「清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札における評価（障害者雇用への加点を行う総合評価落札方式）」を、府が進める「行政の福祉化」の一環として制定した条例の下で実施している。その後、障害者のみならず、ひとり親家庭、高齢者などいわゆる就職が困難な人々を対象を拡大している⁶²。

提言 2.3 契約管理（契約遵守事項）への人権基準の組入れ

政府が人権保護義務を果たす手段として自ら責任ある調達行動を実施し、企業に責任ある行動を促すという観点からは、契約の遵守事項についても指導原則や ILO 多国籍企業宣言をはじめとした国際文書を基礎とすべきであり、サプライ/バリューチェーン全体で、人権デューデリジェンス、ステークホルダーエンゲージメント、救済へのアクセス確保を

⁶⁰ 日本繊維産業連盟（2022）「繊維産業における企業行動ガイドライン」：12 頁等。

⁶¹ 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合編著（2021）『誰もが働いて幸せになるエルチャレンジのもやいなおし』ラグーナ出版：29-42 頁。

⁶² 大阪府ウェブサイト「行政の福祉化」岸道雄立命館大学教授インタビュー（2022 年 8 月 4 日）。

遵守事項として検討すべきである。実施例としては、持続可能性全般に関わるもの、労働、ジェンダーなど特定の分野に関わるものなど様々なものがある（事例 14、15 参照）。

事例 14：基準の遵守・基準の確認【日本】

2017年に東京五輪に向けて策定された「持続可能性に配慮した調達コード」や、2022年に大阪・関西万博に向けて策定された「持続可能性に配慮した調達コード」は、それぞれの機関が締結する全契約に適用され、遵守事項として位置づけられている。また同コードでは、企業はコミットメントやサプライヤーへの働きかけ、取組状況の記録化、さらには取組状況の開示・説明なども求められており、遵守の確認ができるようになっている。組織委員会もしくは博覧会協会による通報受付窓口も設置されている。

事例 15：契約書に労働条項を組み入れたデンマーク コペンハーゲン市【海外】

デンマークのコペンハーゲン市では、ダンピングに対処し、公正な競争と労働条件を確保するために契約書に労働条項を盛り込んでいる。さらに受注企業における研修生や実習生の教育も盛り込むことで⁶³、担い手の育成や業界の維持をも図ろうとしている。

提言 2.4 契約管理における人権保護促進に向けた情報開示とモニタリング等の実施

2.4.1 企業への取組報告の要請

受注企業における調達基準の遵守について、説明責任あるいは人権尊重取組を担保するものとして、発注者である政府への報告を求めることが重要である（事例 16 参照）。取組みの報告を受けることにより、2.4.2 の監査・モニタリングも可能となる。なお、将来的には企業の取組みの透明性を高めるために、政府への報告を超えて国民・市民への情報開示についても検討が必要であろう。

海外には、公共調達を直接の対象とするものではないが、人権に関する法規制に対して報告書の作成とその開示を義務付ける例が見られる。

事例 16：千葉県野田市「公契約条例」に基づく「最低賃金額の遵守」の報告・確認【日本】

千葉県野田市では、2009年に全国に先駆けて、市が発注する工事や業務委託等で働く労働者の賃金の引き上げを目指した職種ごとの最低賃金額を定めた公契約条例を制定⁶⁴した。背景には、公共工事や行政による業務委託の受注競争が激しくなる中で、結果として低価格・低単価の受注の増加と労働者の賃金低下が引き起こされるという社会状況があった。受注者は（契約管理の段階で）、支払い賃金報告書及び下請負者を含む賃金台帳の写しや給与等の写しの提出が義務付けられており、それら報告書等により最低賃金額の遵守を確認している。

⁶³ European Commission (2020) Making socially responsible public procurement work: 71 good practice cases : pp.239-241.

⁶⁴ CSO ネットワーク (2019) 「持続可能な地域社会のための公共調達ガイドブック～サステナブルな地域づくりと組織に求められる 12 の課題」 : 23 頁.

2.4.2 リスクベースのモニタリング・監査

「人権尊重調達枠組」が当初の目的に沿って適切に運用されているかについて、モニタリングや監査で確認していく必要がある。モニタリングは、調達が適正に行われることを確保するため、継続的に契約の実施状況を把握して、問題の改善に取り組むことであり、監査は、調達結果の信頼性を確保するため、必要に応じて、契約の適正な実施を確認することである。

「人権尊重調達枠組」に関するモニタリング・監査の実施主体は基本的に政府であるが、協力者としては、人権・労働の専門家、人権労働を専門とする NGO（事例 17 参照）などが考えられる。また、モニタリング・監査の対象案件としては、業務の負担も考慮して、リスクベースアプローチの考え方を踏まえてリスクの高い産業分野や品目、地域などから実施していく方法も考えられる。

人権リスクの高い産業分野として挙げられることが多いのは、繊維、鉱物資源、電子機器、食品、農漁業、土木建築などだが、デジタル社会の進展により ICT 機器の需要の増大に伴う人権侵害リスクの増加も懸念されている。日本における課題としては、技能実習や移民労働、長時間労働、非正規雇用、ハラスメント、ジェンダー平等などが指摘されている。国としては産業分野や課題の中で優先度を特定した上で、モニタリング・監査することも考えられる。

事例 17 : Electronics Watch (以下、EW) によるモニタリング【海外】⁶⁵

EW は、オランダ発の、自治体、大学、政府機関、その他公共団体など、エレクトロニクス製品を購入する契約当局をメンバーとする、電子製品の労働環境の改善に取り組む NGO である⁶⁶。下請業者が労働基準に関する EW の規範に違反した場合、元請業者は契約当局と協力して、工場への立入り等を行い報告書の提出を求める。英国政府は、EW との連携により電子製品調達における人権への負の影響を改善している。

EW のモニタリングパートナーを通じて問題が解決した例として、Cal-Comp Electronics Thailand (プリンターのサプライヤー) のケースがある。Cal-Comp では、ミャンマーからの移民労働者が、リクルート・エージェントから高額の手数料を請求され強制労働のリスクにさらされていた。当該移民労働者から EW のモニタリングパートナーへの SNS 等を通じた通報をきっかけに、EW は移民労働者とリクルート・エージェントに対して手数料の実態に関するインタビューを実施。同時に Cal-Comp の納入先に本件も周知した。成果として、Cal-Comp から労働者に対し補償が行われた。

2.4.3 違反状況の改善の促進

2.4.3.1 是正措置

モニタリング・監査の結果、人権侵害や人権に関わる契約の遵守に関して問題が発見された場合には、その問題の程度によっては、契約解除や入札資格の停止措置に至る前に、問題の是正に向けた組織改善のための仕組みを提供することが望ましい（事例 18 参照）。

サプライバリエチェーンの多くの中小企業に人権尊重の取組みを浸透させるためには、「提言 2.2 入札参加資格の設定」でも述べたように、改善を促す際の外部専門家にかかる経費を公共調達の枠組みの中で一定程度公費で負担することも考えられる。

⁶⁵ Electronics Watch ウェブサイト、Human Rights and Environmental Impact of Nickel Mining in the Philippines, May 2022.

⁶⁶ Electronics Watch ウェブサイト、Human Rights and Environmental Impact of Nickel Mining in the Philippines.

事例 18：改善を目的とした愛知県岡崎市における労働条件審査【日本】

愛知県岡崎市では、社会保険労務士による労働条件審査*を、注意喚起と自主的改善を促す機会と捉えて実施している。審査は、岡崎市と契約するすべての業者の中から数社が選ばれて実施され、事業者側は、審査結果をもとに、落札を取り消されるのではなく、改善を行って、結果を報告することが求められる。改まらなければ更に市長が改善勧告を行う。下請け業者に低賃金を敷いていないかを確認するため、下請け業者も審査対象になる場合があるのが特徴となっている⁶⁷。

*労働条件審査：法務省や地方自治体（東京都板橋区・東京都新宿区・愛知県岡崎市・東京都足立区等）が、公共事業受託企業に対して行う労働社会保険諸法令の組織整備状況や労働条件の確保を確認する審査（図表 4 参照）。

2.4.3.2 契約違反の措置

「人権尊重調達枠組」のうち契約管理段階における、受注者が契約違反をした場合の措置は重要な検討事項である。特に人権への「負」の影響への対処は、「国際的に認められた人権」を保障し、人権を保護する国家の義務を果たすために重要であり、契約解除やその後の入札資格停止などの措置も必要と考える。

他方で、提言 2.2 で述べたように、人権リスクを抱える人々の状況改善と救済の機会を逃さず、また企業の自浄作用を促し、当該企業の再チャレンジを促す観点から、契約解除や入札資格停止の判断に際しては、何らかの条件の下に回復の機会を与えることが必要になる。

なお、契約違反に対する措置としては、契約解除や入札資格の停止以外にも罰則を科す例もある（事例 19 参照）。

事例 19：米国は契約違反に対して罰則を科している【海外】

米国では、連邦調達規則の改正（2015 年 3 月施行）により、連邦政府機関と契約する企業は、デューディリジェンスを実施のうえ、強制労働を含む不正取引がないことを毎年確認するものとされ、違反は罰則の対象となっている⁶⁸。

提言 3：政府による「苦情処理メカニズム」の提供

人権・労働者の権利尊重を実現するための SPP において、その実施の内容・実施過程で権利保持者の権利が侵害される懸念がある場合、あるいは侵害された場合に、権利保持者が確実に救済されるための苦情処理メカニズム（グリーバンスメカニズム）が整備されていることが求められる。そのためには、まず国家は人権保護義務にもとづいて（指導原則 27）、また企業は人権尊重にもとづくビジネスの責任にもとづいて（指導原則 29）、必要な窓口を整備して積極的に解決をしていくことが求められる。

なお、グリーバンスを通じて上がってくる権利侵害に関する情報は、調達枠組みそのものの改善や行政から事業者への働きかけにも役立てることができるほか、事業者による人権デューディリジェンスやステークホルダーエンゲージメントを効果的に実施することにも貢献する貴重な情報である。

⁶⁷ 水野勝康（2015）「公契約における労働条件審査の役割と課題」同朋福祉：93-94 頁。

⁶⁸ JETRO（2022）「サプライチェーンと人権に関する政策と人権への適用・対応事例」：52 頁。

提言 3.1 相談・苦情さらに救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置

SPP を有効に機能させるためには苦情処理メカニズム（グリーンバンスメカニズム）が必須である。苦情処理メカニズムとは、人権侵害がなされた場合に、適切かつ実効的な救済へのアクセスが備わっていることを確保するための仕組みである。その仕組みには、国家基盤型または非国家基盤型、あるいは司法的または非司法的プロセスがある。

現在、日本では、公共調達において、政府調達苦情処理推進会議や苦情の申立窓口である政府調達苦情検討委員会など政府調達苦情処理体制が整備されている⁶⁹。しかし、これらの制度は、政府調達制度の透明性、公正性及び競争性の向上を図るためのものであり、人権侵害に対する苦情処理メカニズムとしては不十分である。また、2000年にOECD理事會決定で各国に設置された連絡窓口（NCP：National Contact Point）があるが、公共調達における人権侵害の救済には十分とはいえない。

また、企業のサプライチェーン上において影響を受けるステークホルダーのアクセスできる公的相談窓口のうち公共調達に特化したものが不足していることから、人権尊重にもとづく調達基準遵守に関する相談・苦情処理機関が必要である。また、この機関は、①人権侵害リスクの申し出・苦情対応、②人権侵害リスクがある場合には、企業に是正を求め、さらに対象となる人々の救済を図ることが期待される。そのための取組みとしては、まずは政府調達苦情検討委員会及びNCPの機能強化が最優先で行われる必要がある。そのうえで、将来的な方向性として、非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件として求められる、「正当性」、「アクセス性」、「予測可能性」、「公平性」、「透明性」、「権利に矛盾しない」、「継続的学習の源となる」、「エンゲージメント及び対話にもとづく」の8項目（指導原則31）に沿って、さらに人権侵害の懸念や疑問を持った段階で相談可能な制度として、相談から苦情の申し出、さらに救済までの一貫した対応を行うマルチステークホルダーによる独立した相談・苦情処理機関の設置が期待される。

提言 3.2 相談・苦情処理機関の運用におけるステークホルダー連携

相談・苦情処理機関の運用については、現在の人権の窓口である日本NCPや人権課題を扱うNPO・NGO等の関連機関との連携、ステークホルダーとの対話・エンゲージメントにより、社会全体で段階的に充実させていくことが求められる（指導原則28）。苦情処理では、当事者間の対立構造ゆえに解決に至らない案件も少なくない。当事者の合意を前提として、幅広いステークホルダーを巻き込み、多面的・建設的な対話に基づく解決策の模索を行っていくことが必要である。

非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件の一つとされる「エンゲージメント及び対話に基づく」（指導原則31）については、「利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる」こととされている。また、ステークホルダー連携については、事例20にあるようなNGOへの通報は、権利保持者に対して、相談・苦情の申し出を後押しすることになることから、国はこのような機関に支援、あるいは連携していくことも考えられる。

⁶⁹ 他にも、公正取引委員会における「下請法」相談申告等窓口、法務省人権擁護局「人権相談」がある。

事例 20：NGO による相談・苦情処理機関【海外】

① NGO Electronics Watch (EW) ※ 事例 17 を参照

世界 15 ヶ国にモニタリングパートナーとして連携する NGO 等とのネットワークを持ち⁷⁰、通報を受けた現地組織による人権侵害の現状把握と問題解決を行っている。英国政府の現代奴隷法報告書には、電子製品調達におけるグローバル・サプライチェーン上の人権リスクに対して、EW から支援を受けていることが報告されている⁷¹。

② NGO issara ホットライン、「インクルーシブ・ラバー・モニタリング」制度

専用ホットラインやスマートフォン用のアプリを活用して労働者と直接つながり、相談・通報できる仕組みを持っている⁷²。

提言 4：SPP 推進のための能力開発と体制整備、国民の権利意識の醸成

SPP の推進を効果的かつ確実に進めるために、公共調達に関わる職員の能力向上の機会の提供や、相談・苦情処理に関わる人材の育成を提言する。また、「国際的に認められた人権」が尊重され確実に保護・救済されるための前提となる、自らの権利への認識や行使への理解について、政労使含め公共調達に関わる全ての人々に向けて広く情報提供や啓発、教育を行っていくことも必要である。

提言 4.1 効果的な SPP 実施のための能力強化と体制整備

SPP をより効果的に実施するためには、「国際的に認められた人権」や持続可能性に関する理解が不可欠であり、調達業務に携わる人材の能力強化が必要である。すでに行われている調達の改善を目的とする研修に、持続可能性や人権に関するプログラムを、市民社会を含む民間の力も活用して盛り込み、職員のスキルアップを図っていくことが重要になる。

同時に、SPP の実施について、官民それぞれをサポートする仕組みの整備も重要である。職員の負担の増加や専門人材の育成の難しさに鑑みれば、社会全体でサポートする工夫が求められる。それには、SPP 業務を補助するツールの開発、市民社会における人材活用、提言 1.1 で述べた SPP 実現に向けた省庁間調整や一貫した制度執行に責任をもつ司令塔組織の設立（内閣官房に担当審議官とその管轄下の組織を組成し、この組織が官民の能力開発を行う）などが考えられる（事例 21 参照）。また、内閣官房行政改革推進本部事務局の下で平成 24（2012）年より推進されている「調達改善の取組」の中で蓄積された知見を活用し、持続可能性や人権を含めた外部専門家と連携して、調達に関する専門的助言などのサポートを行うことも考えられる。

⁷⁰ Electronics Watch ウェブサイト、本ウェブサイトには 15 カ国 18 組織との連携が掲載されている。

⁷¹ UK Home Office, Corporate report Home Office modern slavery statement 2020 to 2021 (accessible version)。

⁷² Issara Institute ウェブサイト (THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS (2020), Driving change through public procurement : p.102.) 。

事例 21：公共調達における政府へのサポート【海外】

① オランダ政府による公共調達のためのナレッジセンター「PIANOo」

オランダ政府は、全ての行政機関における調達の専門化を図るために、2005年、地方自治体とともに「PIANOo：Professional and Innovative Tendering, Network for Government Contracting Authorities（プロフェッショナルでイノベーティブな入札、政府契約当局のためのネットワーク）」という組織を設立し、専門家による政府調達担当者への助言の提供や、SPPを実施するための基準と実践手段に関する教育、契約当局と民間企業との対話の促進などを行っている。

「PIANOo」では、調達に関わる様々な分野の専門家グループと連携し、市場の動向、組織における調達の位置づけ、イノベーション重視の調達、持続可能な調達などをテーマに報告書作成など情報発信も行っている。2017年1月現在「PIANOo」は、オランダ企業庁の一部となっている⁷³。

② ドイツ連邦経済協力開発省による SPP 情報サイト「Sustainability Compass」

ドイツ連邦経済協力開発省(BMZ)のウェブサイト「Sustainability Compass」は、公共調達にサステナビリティ基準を導入する政府契約当局担当者を支援するために2010年に開始され、SPPに関する包括的な情報を一元的に提供している。当サイトでは、ドイツの80以上の自治体の14の製品グループに関する800以上の例が入札書類、議会命令、行政規則を含めて公表されているのを始め、持続可能性に関する基準・認証や認証製品のサプライヤーリスト、入札書類作成のためのガイド、国及び州レベルの法的枠組みや調達プロセスにおける持続可能性の社会的・環境的課題、EUレベルの法的要件などが提供されており、補完的にオンラインセミナーや紹介ビデオなどの提供もある⁷⁴。

提言 4.2 相談・苦情処理業務を担う人材の育成

SPPにより権利保持者の権利の保護を確実にしていくためには、調達担当者の能力強化に加えて、相談・苦情処理機関において相談・苦情対応を行う人材の育成がカギを握る。相談・苦情対応を行う人材によっては、権利保持者の権利の保護に大きな影響を及ぼすことになるからである。これらの人材には、公共調達や人権尊重を十分理解していることが求められ、当事者の相談・苦情に寄り添った対応を行う資質もスキルも重要である。

国内にも国や地方自治体、企業や業界団体、さらには市民団体などによる、分野は異なるが、様々な相談・苦情処理機関や紛争処理機関が存在することから、これらの知見もスキルも活用しながら、社会全体で権利保持者の権利保護に資する人材育成をサポートしていく工夫も考えられる。

提言 4.3 国民・市民への啓発・権利意識の醸成

SPPにおいて「国際的に認められた人権」が尊重され、確実に保護・救済されるためには、公共調達に従事する労働者や関係するステークホルダーが自らの権利を認識しそれを行使できるようになることが必要なことから、政労使含め公共調達に関わる全ての人々が「国際的に認められた人権」について正しく理解することは欠かせない。

現在、法務省においては、人権に関するシンポジウムの開催や教材作成・配布などの啓発活動を実施し、また経済産業省では、中小企業・小規模事業者等を対象に企業の社会的責任の観点から人権に関するセミナー開催やパンフレット作成などの啓発活動など行って

⁷³ PIANOo ウェブサイト「About PIANOo」。

⁷⁴ OECD (2020) Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement : p.37.

いるが、そのような取組みに加えて、公共調達に参加する企業の経営者や従業員向けに、「国際的に認められた人権」をもとに広く情報提供や啓発、教育を行っていくことも有効であると考えられる。

長期的には、義務教育の人権教育の中に、一人一人が大切にされる社会の実現のために必要な「国際的に認められた人権」の尊重にもとづく権利意識を醸成していくことが期待される。

4. おわりに

本提言は、持続可能な社会の実現に向けて、政策の一貫性にもとづき、公共調達において持続可能性に関する施策と指導原則を中心とした人権尊重の枠組みを組み入れることを提言するものである。

現在、政府は、日本社会のビジョンともいえる「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」で、「課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現していく」ことを表明している。中でも、「人への投資と分配」として、スキルアップや多様な働き方の推進や賃上げ、また「包摂社会の実現」として、女性活躍や就職氷河期世代支援などへの取組みを掲げており、本提言が提唱する SPP に向けた政策基盤となり得る施策と捉えられる。

持続可能な社会を目指す動きは世界共通であり、日本も国際社会とともに取組んでいくことが今後一層求められていく。また、日本では多くの地方自治体において、公共調達を地域経済の活性化や地域社会の福祉向上のための手段と位置付け、SPP が取組まれていることから、国は、地方自治体とも一体となって持続可能な社会づくりのための取組みを推進していくことが期待される。本提言が、日本政府における強靱で持続可能な社会づくりの一助になり、一人ひとりが大切にされ、多様な個性を認め合う、公正で持続可能な日本社会が実現されることを切に願う。

参考文献

- ・有川博（2020）『官公庁契約法精義 2020』全国官報販売協同組合。
- ・一般財団法人 CSO ネットワーク（2017）「SDGs 時代における持続可能な公共調達世界の潮流と日本の動向」．<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook001>
- ・一般財団法人 CSO ネットワーク（2018）「公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」．<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook002>
- ・一般財団法人 CSO ネットワーク（2019）「国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック」．<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook003>
- ・一般財団法人地方自治研究機構ウェブサイト「公契約条例」、2022 年 10 月 31 日アクセス、http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099_public_contract.htm
- ・馬橋憲男（2017）「なぜ「国家人権機関」が日本に必要なか？」フェリス女学院大学国際交流学部紀要委員会：1-3、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://core.ac.uk/works/67078880>
- ・梅澤孝助（2022）「公共調達の現状と課題」国立国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—第 1183 号 No. 1183.
- ・大阪府ウェブサイト「行政の福祉化」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/gyousei-fukushika/>
- ・大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合編著（2021）『誰もが働いて幸せになるエルチャレンジのもやいなおし』ラグーナ出版。

- ・岸道雄（2021）「EU 諸国における社会的責任を考慮した公共調達の実践の現状：留保契約とオランダのソーシャル・リターンを中心に」『地域情報研究』第 10 号、立命館大学地域情報研究所、91-103 頁。
- ・岸道雄（2022）「英国における社会的価値を考慮した公共調達の実践—Public Services (Social Value) Act 2012 と新たな社会的価値モデルに基づく取り組み—」『地域情報研究』第 11 号、立命館大学地域情報研究所、141-154 頁。
- ・GLOBAL NOTE ウェブサイト「政府調達額」、2022 年 8 月 23 日アクセス、www.globalnote.jp
- ・経済産業省ニュースリリースアーカイブ（2021 年 10 月 22 日）「萩生田経済産業大臣及び石井経済産業副大臣が G7 貿易大臣会合に出席しました」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022008/20211022008.html>
- ・経済産業省ウェブサイト「日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>
- ・経済産業省 2022 年版「不正貿易報告書」、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_02_14.pdf
- ・国連広報センターウェブサイト「国際人権章典」、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/
- ・公正取引委員会における「下請法」相談申告等窓口（2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）
- ・財務省会計制度研究会（令和元年）「会計制度(契約)に関する論点について」、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/6-2rontennseiri.pdf
- ・財務省会計制度研究会(第 4 回)（平成 31 年）「公共調達の付随的政策への活用について」、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/4-2kokyoutyoutatunofutaitekiseisaku.pdf
- ・笹森早苗（2019）「EU 成長戦略におけるコンセッションの位置づけと日本への示唆」
- ・JETRO(2022)「「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改訂第六版）」、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609_r6.pdf
- ・JETRO ベルリン事務所 海外調査部(2022)「ドイツ サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（参考和訳）」、2022 年 11 月 13 日アクセス、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf
- ・JETRO ウェブサイト「英国現代奴隷法の最新動向と企業の対応」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/ffeed8e385d03a21.html>
- ・全建総連資料：2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.zenkensoren.org/zenkensoren_content/uploads/2022/05/fe0a0a6f9a1e7d134f9b4a79bd852227.pdf
- ・全国社会保険労務士会連合会「労働条件審査」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/roudou/20170406/170406roudou03.pdf>
- ・全国社会保険労務士会連合会ウェブサイト「公契約における労働条件審査」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/271/Default.aspx>
- ・東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会「持続可能性に配慮した調達コード」、2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/watching/tokyo2020/games/sustainability/sus-code/>
- ・内閣官房「政府調達手続に関する運用指針（政府調達手続に関する運用指針等について（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）別紙 1）」2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shotatsu/pdf/r2_siryou1.pdf
- ・内閣官房行政改革推進本部事務局ウェブサイト、政府の行政改革「調達改善の取組み」2022 年 10 月 31 日アクセス、<https://www.gyokaku.go.jp/shotatsu/kaizen.html>
- ・内閣府民間資金等活用事業推進室：地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続き簡易化マニュアル（平 26（2014）年 6 月）、2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www8.cao.go.jp/pfi/kaigi/7kai/pdf/shiryu_07-s2.pdf
- ・日本公認会計士協会（2021）「公共調達の在り方に関するプロジェクトチームからの報告 公共調達の課題と方向性~VFM の重視による公共調達の効率化と日本版ゲートウェイレビューの導入に向けて~」（第 5 回調達等の在り方に関する検討会議事次第、資料 4）2022 年 10 月 31 日アクセス、https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/210419_shiryu.pdf

- ・日本繊維産業連盟（2022）「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」2022年11月10日アクセスダウンロード、<https://fispajp.org/archives/7130.html>
- ・日本能率協会総合研究所（2018）「諸外国における会計制度に関する調査業務報告書」7頁。
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/release/itaku/seikabutsu/svogaikokukaikei29_01.pdf
- ・原田晃樹（2019）「公共調達・契約における社会的価値評価—社会的インパクト評価の実際とセクターの持続可能性の視点から—」自治総研通巻493号2019年11月号、35-71頁。
- ・ヒューライツ大阪（2022）『人を大切に—「ビジネスと人権」ガイドブック』。
- ・ヒューライツ大阪 ウェブサイト、2022年10月31日アクセス、
<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ungp/2012/02/31.html>
- ・藤谷武史（2011）「政府調達における財政法的規律の意義—「経済性の原則」の再定義—」財務省総合政策研究「フィナンシャル・レビュー」平成23年第3号、57-76頁。
- ・法務省人権擁護局「人権相談」2022年10月31日アクセス、<https://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- ・前田努編（2020）『会計法精解 令和2年改訂版』大蔵財務協会、440頁、
会計制度研究会（2019.6）「会計制度(契約)に関する論点について」財務省ウェブサイト、2022年10月31日アクセス https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/6-2rontennseiri.pdf
- ・水野勝康（2015）「公契約における労働条件審査の役割と課題」同朋福祉、2022年10月31日アクセス、
<https://core.ac.uk/download/pdf/328002029.pdf>
- ・武藤博己（2006）「自治体の入札改革—政策入札—価格基準から社会的価値基準へ」イマジ出版。
- ・Electronics Watch ウェブサイト、Human Rights and Environmental Impact of Nickel Mining in the Philippines, May 2022、2022年10月31日アクセス、
https://electronicswatch.org/en/monitoring-reports_2542963
- ・European Commission (2020), Making socially responsible public procurement work: 71 good practice cases.
- ・European Commission (2021), Buying Social—a guide to taking account of social considerations in public procurement (2nd edition).
- ・GOV.UK (2015) , Social Value Act Review, 2022年10月31日アクセス、
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/403748/Social_Value_Act_review_report_150212.pdf
- ・International Federation for Human Rights ,Germany: call for an improvement of the Supply Chain Due Diligence Act) 、2022年10月31日アクセス、
<https://www.fidh.org/en/issues/globalisation-human-rights/germany-call-for-an-improvement-of-the-supply-chain-due-diligence-act>
- ・ILO 多国籍企業行動宣言（2022）改訂。
- ・ILO（2019）, Ending child labour , forced labour and human trafficking in global supply chains
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」。
- ・OECD（2018）, Methodology for Assessing Procurement Systems（MAPS）。
- ・OECD（2011）多国籍企業ガイドライン（改訂）（NME Guidelines）。
- ・OECD（2015）, Recommendation of the Council on Public Procurement.
- ・OECD（2019）, Report on the Implementation of the Recommendation of the Council on Public Procurement.
- ・OECD（2020）, Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement.
- ・OECD（2022）, Integrating Responsible Business Conduct in Public Procurement.
- ・OECD「Public Procurement」ウェブサイト、Supply Chains Economic Benefits to Governments, OECD Public Governance Policy Papers No. 14、2022年10月31日アクセス、
<https://www.oecd.org/gov/public-procurement/>
- ・PIANOo ウェブサイト「About PIANOo」、2022年10月31日アクセス、
<https://www.pianoo.nl/en/about-pianoo-0>
- ・THE DANISH INSTITUTE FOR HUMAN RIGHTS (2020), Driving change through public procurement.
- ・UNGP 10+”Mandatory wave”.
- ・UK HomeOffice, Corporate report Home Office modern slavery statement 2020 to 2021 (accessible version)、2022年10月31日アクセス、
<https://www.gov.uk/government/publications/home-office-modern-slavery-statement-2020-to-2021/home-office-modern-slavery-statement-2020-to-2021-accessible-version#fnref:11>

参考提言

公共調達における人権尊重を含む持続可能性に関する提言は数多く出されている。参考提言として、以下に記載する。

- ・ 政府調達研究会（2022）戦略的政府調達の推進に関する政策提言、2022年10月31日アクセス、<https://thinktank.php.co.jp/policy/7333/>
- ・ 高橋大祐（2018）「ビジネスと人権から見た日本の公共調達」CSOネットワーク。
- ・ 日本弁護士連合会（2017）「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」。
- ・ 日本弁護士連合会（2019）「ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・政策に関する意見書」。
- ・ ヒューマンライツ・ナウ（2022）『公共調達における人権 DD の実施について』「指導原則の趣旨を実現する観点から人権デューデリジェンス法制化に向けた提言書」、2022年10月31日アクセス、<https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2022/04/23dc0a8bfc45e21052d953bf54628dff.pdf>
- ・ ビジネスと人権市民社会プラットフォーム（2020）「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）策定への市民社会からの意見書」、2022年10月31日アクセス、http://www.bhr-nap-cspf.net/bhrnap_statement_civilsocietyjp_ip_01232020.pdf

以上

2023年2月6日改訂